学校改革をすすめるために　【資料】

もくじ

1．［都道府県教育委員会学校管理規則等・目録］……1

2．学校管理規則等－教育課程・学校行事・教科書・教材等……5

3．学校管理規則等－職員会議……57

4．アメリカ・マサチューセッツ州のボストン学区
「生徒・校長、教師等の権利と責任」……60

5．イタリア共和国大統領令　1998年6月24日
中等学校生徒規約……62

学校改革研究委員会

中間報告

1．[都道府県教育委員会学校管理規則等・目録]

県立高等学校管理に関する規則（案）（都道府県教育長協議会試案・昭和31）
○○町（市村）立（ママ）小中学校管理規則（案）（都道府県教育長協議会試案・昭和31）

北海道立学校管理規則（昭和32年制定－平成９年現在）
　　（市町村立なし）
青森県立学校管理規則（昭和32－平成９）
　　公立小学校及び中学校の管理運営の基準に関する規則（昭和38－平成９）（略）
　　○○市（町、村、組合）立小学校及び中学校の管理運営に関する規則準則
　　（昭和42－平成７）
秋田県立高等学校管理規則（昭和32－昭和61全部改正－平成９）
　　市町村立小中学校管理規則準則（？－昭和57）
岩手県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和32－平成８）
　　市町村立小中学校管理運営規則（準則）（？－平成７）
山形県立高等学校管理運営規則（昭和41－平成９）
　　市町村立小・中学校管理規則（準則）（？－昭和51）
宮城県立学校の管理に関する規則（昭和32－平成９）
　　市町村立学校の管理に関する規則（準則）（昭和32－昭和53）
福島県立学校の管理運営に関する規則（昭和46－平成９）
　　市町村公立小・中学校管理規則準則（？－昭和49）
栃木県立学校管理規則（昭和32－平成９）
　　○○市（町村）立小中学校管理規則（昭和32－昭和51）
茨城県立学校管理規則（昭和35－平成７）
　　○○市（町村）立学校管理規則（準則）（？－昭和51）
群馬県立高等学校管理に関する規則（昭和32－昭和41－平成８）
　　市町村立小学校、中学校及び養護学校管理の基準に関する規則（昭和32－平成８）
埼玉県立高等学校管理規則（昭和32－平成８）
　　公立小中学校管理規則準則（昭和49－平成８）
千葉県立高等学校管理規則（昭和54－平成９）
　　○○市（町村）立小学校及び中学校管理規則（準則）（？－昭和53）
東京都公立学校の管理運営に関する規則（昭和35－平成９）
　　区市町村立学校の管理運営の基準に関する規則（昭和53－平成５）
神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和35－昭和36－平成７）
　　公立小学校及び中学校の管理運営の基準に関する規則（昭和35－平成７）
山梨県立学校管理規則（昭和36－平成９）
　　○○市町（ママ）立小・中学校管理規則（案）（昭和32）
長野県立高等学校学則（ママ）（昭和31－平成９）（管理規則なし）

○○市（町・村・市町村学校組合）立小・中学校管理規則（？－平成５）
静岡県立学校管理規則（昭和32－平成７）
（市町村立なし）
新潟県立学校管理運営に関する規則（昭和32－平成５）
市町村立及び組合立学校管理運営の基準に関する規則（昭和32－平成５）（略）
市町村立及び組合立学校管理運営に関する準則（昭和32－昭和54）
富山県立学校管理規則（昭和32－平成７）
（市町村立なし）
石川県立学校管理規則（昭和37－平成７）
公立小学校及び中学校の管理運営の基準（昭和31）
福井県立学校の管理運営に関する規則（昭和46－平成９）
市町村立小学校および中学校の管理規則準則（？）
愛知県立学校管理規則（昭和32－平成８）
（市町村立なし）
岐阜県立高等学校管理規則（昭和39－平成９）
○○市（町村）立小中学校管理規則準則（昭和53－平成７）
三重県立学校の管理に関する規則（昭和32－平成５）
市町村立学校の管理に関する基準規則（昭和32－平成８）
滋賀県立学校の管理運営に関する規則（昭和32－平成８）
市町村立学校の管理運営の基準に関する規則（昭和32－平成８）（略）
○○立学校の管理運営に関する規則（準則）（昭和30？）
京都府立学校の管理運営に関する規則（昭和62－平成９）
（市町村立なし）
奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和31－平成９）
市町村立学校の管理運営の基準に関する規則（昭和31－平成７）（略）
市町村立学校の管理運営に関する規則（準則）（？）
和歌山県立高等学校規則（ママ）（昭和29－平成９）（管理規則類似）
公立小中学校管理規則準則（昭和32－昭和61）
大阪府立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和32－平成９）
府立高等学校等の管理運営に関する規則施行細則（昭和32－昭和59）（略）
何何市（町村）立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（準則）
（昭和32－昭和59）
兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和35－平成９）
県立高等学校の管理運営に関する規則施行細則（昭和39－平成６）（略）
（市町村立なし）
鳥取県立学校管理規則（昭和32－昭和51－平成９）
○○市（町村）立小・中・養護学校管理規則準則（？）
岡山県立学校管理規則（昭和32－平成８）
市町村教育委員会の所管に属する学校の管理運営の基準に関する規則
（昭和32－平成８）

島根県立高等学校規程（ママ）（昭和31－平成７）（管理規則類似）
　　市（町村）立小・中学校管理規則準則（昭和46－昭和59）
広島県立高等学校等管理規則（昭和32－平成９）
　県立高等学校等管理規則施行細則（昭和58－平成６）（略）
　　○○市（町・村）立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（案）
　　（昭和32－昭和41）
山口県立高等学校等の管理に関する規則（昭和32－平成９）
　　市町村立小・中学校管理規則準則（昭和32－平成８）
香川県立学校の管理運営に関する規則（昭和33－平成８）
　　○○市（町）（ママ）立学校の管理運営に関する規則（案）（？－昭和58）
徳島県立高等学校規則（ママ）（昭和33－平成９）（管理規則類似）
　　○○市（町・村）立学校管理規則準則（昭和31－昭和54）
愛媛県立学校管理規則（昭和31－平成７）
　　市町村の公立学校管理運営基準（昭和31－平成７）
高知県立学校の管理運営に関する規則（？－昭和35－平成７）
　県立学校の管理運営に関する規則施行細則（昭和32－平成６）（略）
　　公立小学校及び中学校の管理運営の基準に関する規則（昭和35－平成９）
福岡県立学校管理規則（昭和32－平成８）
　　市町村立学校等の管理運営の基準に関する規則（昭和32－平成９）
佐賀県立学校の管理に関する規則（昭和32－平成９）
　　○○町（市・村）（ママ）立小・中学校の管理に関する規則（準則）（昭和32－昭和51）
長崎県立学校管理規則（昭和32－昭和51－平成９）
　　○○市、町、村立小、中学校管理規則（案）（？－昭和54）
大分県立学校管理規則（昭和31－昭和42－平成７）
　　市町村立小学校及び中学校の管理運営の基準に関する規則（昭和33－昭和48）（略）
　　○○市（町村）立学校管理規則（準則）（昭和33－昭和51）
熊本県立学校管理規則（昭和32－平成７）
　　○○市（○○郡○○町村）立小、中学校管理規則（準則）（？－昭和53）
宮崎県立学校管理規則（昭和42－平成９）
　　市（町村）立学校管理規則案（昭和28－昭和52－昭和55）
鹿児島県立学校管理規則（昭和31－平成８）
　　市町村立学校管理規則（準則）（？－昭和51）
沖縄県立学校管理規則（昭和47－平成７）
　　市町村立学校管理規則（準則）（？昭和55－平成６）

[参考]

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

33条　教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱その他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たな予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

2　前項の場合において、教育委員会は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定を設けるものとする。

49条　都道府県委員会は、法令に違反しない限り、市町村委員会の所管に属する学校その他の教育機関の組織編制、教育課程、教材の取扱その他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、教育委員会規則で、教育の水準の維持向上のため必要な基準を設けることができる。

2．学校管理規則等－教育課程・学校行事・教科書・教材等

（挿入注釈は全て略）（都道府県立は規則、市町村立は準則優先）

県立高等学校管理に関する規則（案）（都道府県教育長協議会試案）

8条　学校の教育指導計画は、学習指導要領の基準により、校長が、これを編成する。

2　前項の教育指導計画には、少なくとも学年別教科科目及び特別教育活動の時間配当並びに教育指導の重点を記載しなければならない。

9条　校長は毎年翌年度において実施すべき教育指導計画を、学年度末までに教育委員会の承認を受けなければならない。

2　校長は当該学年終了後翌年度4月中に、その実施状況を教育委員会に報告しなければならない。

10条　校長は毎年4月中に生徒会、諸クラブ等生徒の特別教育活動の組織、及び指導教員、活動の大綱等について教育委員会に報告しなければならない。

11条　学校における教育活動の一環として実施する修学旅行、対外試合、水泳、キャンプその他の校外行事については、別に定める基準により企画し、実施する。

2　前項に定める行事に当たっては、校長は、あらかじめ、教育委員会に対し、実施地が県の区域外にあるときは、承認を受けるものとする。

13条　教科用図書は、文部大臣の検定を経たもの又は文部大臣において著作権を有するもので、委員会が採択したものを使用しなければならない。

14条　学校は、前条以外の教材について、有効適切と認めた場合には、進んでこれを使用して、教育内容の充実を図るものとする。

15条　学校は、フィルム、スライド、テープ及び実験器具等の教材で高価なものについては、別に定めるところにより共同利用につとめなければならない。

16条　学校は、教材の選定に当たっては、保護者の経済的負担の軽減について特に考慮しなければならない。

17条　学校が、教科書の発行されていない教科又は科目の主たる教材として使用する教科用図書は、あらかじめ教育委員会の承認を経るものとする。

2　前項の承認を受けようとするときは、使用1カ月前までに校長から教育委員会に対し別記様式により承認を申請しなければならない。

3　前項の申請を受けたときは、教育委員会は、使用20日前までに承認するか否かを決定し、校長に通知するものとする。

18条　学校が、学年又は学級全員もしくは特定の集団全員の教材として、計画的、継続的に次のものを使用する場合は、あらかじめ教育委員会に届け出るものとする。

一　教科書又は準教科書と併せて使用する副読本、解説書その他の参考書

二　学習の課程（ママ）ならびに休業中に使用する各種の学習帳、練習帳、日記帳の類

2　前項の届出は、使用20日前までに校長から教育委員会に対し、別記様式により行わなければならない。

○○町（市村）立小中学校管理規則（案）（都道府県教育長協議会試案）

4条　学校の教育指導計画は学習指導要領の基準により校長がこれを編成する。

2　前項の教育指導計画には、少なくとも学年別教科科目及び特別教育活動の時間配当並びに教育指導の重点を記載しなければならない。

5条　校長は毎年翌年度において実施すべき教育指導計画を学年度末までに教育委員会の承認を受けなければならない。

2　校長は当該学年終了後翌年度4月中にその実施状況を教育委員会に報告しなければならない。

6条　校長は毎年度4月中に生徒会、児童会、子供会、諸クラブ等児童生徒の特別教育活動の組織及び指導教員、活動の大綱等について教育委員会に報告しなければならない。

7条　学校における教育活動の一環として実施する修学旅行、対外試合、水泳、キャンプその他の校外行事については別に定める基準により企画し、実施する。

2　前項に定める行事の実施に当たっては校長はあらかじめ教育委員会に対し実施地が県の区域内にあるときは届出るものとし、宿泊を要するとき、又は実施地が区域外にあるときは承認を受けるものとする。

11条　学校は教育活動の一環として使用する場合、文部大臣の検定を経た教科用図書又は、文部大臣において著作権を有する教科用図書以外の有効適切と認めた材料は進んでこれを使用して教育内容の充実を計らなければならない。

学校は、有効適切と認めた教材については進んでこれを使用して、教育内容の充実を計るものとする。(ママ)

12条　学校はフィルム、スライド、テープ及び実験器具等の教材教具で高価なものについては別に定めるところにより共同利用につとめなければならない。

13条　学校は教材の選定に当たっての保護者の経済的負担の軽減について特に考慮しなければならない。

14条　学校において教科書の発行されていない教科又は科目の主たる材料として使用する教科用図書はあらかじめ教育委員会の承認を経るものとする。

2　前項の承認を受けようとするときは、使用1カ月前までに校長から教育委員会に対し別記様式により承認を申請しなければならない。

3　前項の申請を受けたときは、教育委員会は使用20日前までに承認するか否かを決定し、校長に通知するものとする。

15条　学校が学年又は学級全員もしくは特定の集団全員の教材として計画的継続的に次のものを使用する場合はあらかじめ教育委員会に届出るものとする。

一　教科書又は準教科書と併せて使用する副読本、解説書その他参考書

二　学習の過程ならびに休業中に使用する各種の学習帳、練習帳、日記帳の類

2　前項の届出は使用20日前までに校長から教育委員会に対し別記様式により行わなければならない

北海道立22条　校長は、教育課程を編成したときは、教育長が別に定めるところにより届け出なければならない。

23条　道立学校において使用する教科書、準教科書及び教材は、校長が採択する。

24条　校長は、準教科書を採択しようとするときは、あらかじめ教育長に届け出なければならない。

25条　校長は、教科書又は準教科書と併せて使用する副読本、解説書その他これらに類する教材を採択しようとするときは、あらかじめ教育長に届け出なければならない。

青森県立２条　学校の教育課程は、学習指導要領の基準により、校長が編成する。

2　校長は、次年度に実施する教育課程について、青森県教育委員会の承認を受けなければならない。

３条　学校は、教科書以外の教材について有益適切と認めた場合には、これを使用することができる。ただし、その選定に当たっては、保護者の経済的負担について考慮しなければならない。

４条　学校が、学年または学級全員若しくは特定の児童生徒の集団全員の教材として、次の各号にかかげるものを計画的継続的に使用する場合には、校長は、あらかじめ委員会に届け出なければならない。

一　教科書と併用する副読本又はこれに準ずるもの

二　学習の過程において使用する学習帳、問題集、練習帳又はこれに準ずるもの

三　夏季、冬季その他の長期休業中に使用する教材で前号に準ずるもの

５条　校長は、毎年度始め、その年度における年間行事予定表を作成し、委員会に報告するものとする。

2　学校における修学旅行の実施及び対外競技への参加については、別に定める基準により、校長が定めるものとする。

3　前項の学校行事その他校外における行事を実施する場合には、校長は、あらかじめ委員会に届け出なければならない。

市準則５条　（県立２条と同じ）

2　校長は、次年度に実施する教育課程について、教育委員会の承認を受けなければならない。

3　前項により、承認を受けなければならない事項は、次の各号のとおりとする。

一　教育目標

二　各教科、道徳及び特別活動の指導計画の大綱

三　各教科、道徳及び特別活動の年間総時数（日数）

4　校長は、学年終了後すみやかに、当該学年における教育課程の実施状況を教育委員会に報告しなければならない。

６条　校外行事は、別に定める基準によるほか、教育的価値、児童生徒の安全、保護者の経済的負担等を考慮して定めなければならない。

2　前項の校外行事を実施する場合において、児童生徒の宿泊を必要とする校外行事又は県外において行われる校外行事については、校長は、あらかじめ教育委員会の承認を受けるものとし、その他の校外行事については、あらかじめ届け出るものとする。

6条の2　修学旅行の日数の基準は、小学校にあっては3日以内、中学校にあっては4日以内とする。

7条　校長は、学校において教科書以外の教材を児童生徒に対し使用させるに当たっては、有益適切と認めたものを選定するものとする。

2　教材の選定に当たっては、児童生徒の保護者の経済的負担について、特に考慮しなければならない。

9条　校長は、教育活動の一環として学年又は学級の児童生徒全員若しくは特定の児童生徒の集団全員の教材として、次の各号に掲げるものを計画的、継続的に使用する場合には、教育委員会に届け出なければならない。(各号　県立4条と同義)

秋田県立4条　学校の全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程の教育課程は、高等学校学習指導要領及び教育長が定める専門教育に関する各教科・科目の標準単位数等により、校長が編成する。(2～4項　略)

5　校長は、第1項から第3項までの規定により教育課程を編成し、又は前項の規定により授業の終始時刻を定めたときは、当該年度に係る次の各号に掲げる事項を記載した教育課程等年間計画書を作成し、4月末日までに教育長に届け出なければならない。(各号　略)

6　校長は、前年度における教育課程の実施状況について、毎学年度終了後一箇月以内に、教育課程実施報告書を教育長に提出しなければならない。

5条　教育活動の一環として行う修学旅行、対外競技その他の校外行事は、教育長が定めるところにより、企画し、実施するものとする。

8条　学校において使用する教科書は、秋田県教育委員会が採択したものでなければならない。

9条　校長は、学校において教科書以外の教材を使用するに当たっては、適切と認めたものを選定するものとする。

10条　校長は、教科書の発行されていない各教科・科目の主たる教材として教科用図書を使用しようとするときは、教育長の定めるところにより、あらかじめ届け出なければならない。

2　校長は、一定の期間、学年又は学級全員若しくは特定の集団全員の教材として副読本類の併用図書を使用する場合は、あらかじめ併用図書使用届出書を教育長に提出しなければならない。

市準則4条　学校の教育課程は、学習指導要領により校長がこれを編成する。

2　校長は、当該年度に実施すべき教育課程の年間計画を4月末までに教育委員会に届出るものとする。

3　前項の年間計画には少なくとも学年別教科科目、道徳、特別活動の時間配当を記載するものとする。

4　校長は、5月中に前年度における教育課程の実施状況を教育委員会に報告するものとする。

5条　校長は、毎年4月中に生徒会、児童会、諸クラブ等児童生徒の特別活動又は教科以外の活動の組織、活動の大綱及び指導教員等について教育委員会に

報告しなければならない。

2　学校における教育活動の一環として実施する修学旅行、対外試合、水泳、キャンプ、臨海学校、林間学校、その他の校外行事について別に定める基準により校長が企画し、実施する。

3　前項に定める行事の実施に当たっては校長があらかじめ教育委員会に届出るものとし、宿泊を要するときは承認を受けなければならない。

9条　学校が文部大臣の検定を経た教科用図書又は文部大臣において著作権を有する教科用図書の発行されていない教科又は科目の主たる教材として児童生徒に使用させる図書はあらかじめ教育委員会の承認をうけなければならない。

10条　学校が教育活動の一環として計画的継続的に学年又は学級の児童生徒若しくは特定の集団の児童生徒の全員に対して使用させる教材で次の各号に掲げるものについては、校長はあらかじめ教育委員会に届出なければならない。

一　教科書又は準教科書と併用する図書

二　学習の過程並びに夏季、冬季等長期休業中に児童生徒に使用させる各種の学習帳

11条　学校は教材の選定に当たっては、保護者の経済的負担について特に考慮しなければならない。

岩手県立8条　高等学校の教育指導計画は、学習指導要領の基準により、校長がこれを定める。

2　前項の教育指導計画には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一　教育課程の各領域における指導の重点

二　教育課程の各領域における年間指導計画

三　その他教育長が必要と認めた事項

10条　校長は、毎学年実施すべき教育指導計画を5月末日までに教育委員会に届け出なければならない。

2　校長は、当該学年終了後、その実施状況を5月末日までに教育委員会に報告しなければならない。

11条　校長は、教育活動の一環として行う修学旅行、対外試合、水泳、キャンプ、登山その他の校外行事を実施するときは、教育効果及び生徒の安全について特に配慮しなければならない。

2　校長は、校外行事として修学旅行を実施するに当たっては、実施計画書を添えて、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

15条　高等学校において使用する教科書は、文部大臣の検定を経た教科用図書又は文部大臣において著作権を有する教科用図書で、教育委員会が採択したものでなければならない。

16条　高等学校において、次に掲げるものを使用する場合は、校長は教材使用届により、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

一　教科書の発行されていない教科又は科目の主たる教材として使用する図書

二　学年又は学級若しくは特定の集団全員の教材として計画的、継続的に教科書又は準教科書と併せて使用する副読本

市準則７条　学校の教育課程は、学習指導要領により、校長が編成する。

９条　校長は、毎学年開始後速やかに当該年度の教育課程及び学校の運営計画を教育委員会に届け出なければならない。

２　校長は、毎学年の教育課程及び学年の運営計画の実施状況を、翌年度の４月末日までに、教育委員会に報告しなければならない。

10条　校長は、特別活動を実施するときは、教育効果及び児童、生徒の安全について特に配慮しなければならない。

２　校長は、次の特別活動を実施するときは、実施計画書を添えてあらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

一　修学旅行（宿泊を伴う遠足を含む。）

二　林間学校又は臨海学校

三　キャンプ

四　水泳（学校プールで行うものを除く。）

五　登山

六　前各号に掲げる特別活動以外の特別活動で宿泊を要するもの

３　校長は、前項に規定する特別活動以外の特別活動を市町村の区域内において、実施するときは、実施計画書を添えてあらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

４　前３項の規定は、学校の教育計画に基づく課外活動を実施する場合に準用する。この場合において、「特別活動」とあるのは、「課外活動」と読み替えるものとする。

15条　（県立15条と同義）

16条　学校において次に掲げるものを使用する場合は、校長は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

一　（県立16条一号と同義）

二　学年又は学級若しくはクラブ活動等における教材として計画的、継続的に教科書又は前号に掲げる図書とあわせて使用する副読本、解説書その他の学習参考書

山形県立10条　高等学校の教育課程は、高等学校学習指導要領に基づき、教育長の指示により校長が編成する。

２　校長は、毎年当該年度の入学者に係る各学年又は年次の教育課程について、高等学校教育課程表を作成し、４月末日までに教育長に届け出なければならない。

３　校長は、教育課程を変更するときは、あらかじめ教育長に届け出なければならない。

12条　高等学校における修学旅行は、在学中１回限り５日以内において行うことができる。

２　校長は、前項の修学旅行を実施するときは、あらかじめ実施計画書を教育

長に届け出なければならない。

13条　校長は、教育活動の一環として、修学旅行、対外競技、水泳、キャンプ、登山その他の学校行事等を実施するときは、教育効果及び生徒の安全を特に考慮しなければならない。

2　前項に定める学校行事等の実施地が県の区域外で、かつ、宿泊を要するときは、あらかじめ教育長に届け出なければならない。

16条　高等学校において使用する教科書は、教育委員会が採択したものでなければならない。

17条　校長は、教科書の発行されていない教科又は科目の主たる教材として使用する教科用図書を使用する場合には、教育長の承認を受けなければならない。

2　校長は、学年若しくは年次又は学級若しくは特定の集団の教材として、計画的、かつ、継続的に教科書又は準教科書とあわせて使用する副読本及び学習帳を使用する場合は、あらかじめ、教育長に届け出なければならない。

市準則2条　学校の教育課程は校長がこれを編成する。

2　前項の教育課程には、次の事項に関する計画を含むものとする。

一　当該年度における教育指導の重点

二　年間及び月ごとの授業日数並びに主要行事

三　各教科、道徳及び特別活動の時間数並びにそれらの月又は週ごとの年間配分

四　授業終始の時刻及び一単位時間の長さ

五　日課表

3条　校長は、前条の教育課程について、別記様式により、毎年4月末日までに教育委員会に届け出なければならない。

2　校長は、当該年度終了後翌年4月末日までに、その実施状況を別記様式により、教育委員会に報告しなければならない。

4条　校長は、教育活動の一環として実施する修学旅行、水泳、キャンプ、登山その他これらに類する校外行事について、実施地が県の区域外にあるとき又は宿泊を要するとき若しくは交通機関を利用するときは、実施計画書を添えて、教育委員会の承認を受けなければならない。

2　対外運動競技は、小学校においては、原則として行わないものとし、中学校においては運動競技の行われる地域の範囲は原則として県の区域内にとどめ、宿泊を要するときは、前項に準じて承認を受けなければならない。

5条　修学旅行は、在学中1回に限り、小学校においては2日以内、中学校においては4日以内で行うことができる。ただし、特別の事情がある場合は、教育委員会の承認を得て、日数を増すことができる。

9条　校長は、教科書の発行されていない教科の主たる教材として使用する教科用図書を使用する場合は、教育委員会の承認を受けなければならない。

10条　校長は、学年又は学級若しくは特定の集団の教材として、計画的継続的に教科書又は準教科書とあわせて使用する副読本及び長期休業中の学習帳を使用する場合は、あらかじめ、教育委員会に届け出なければならない。

宮城県立８条　学校は、学習指導要領の基準及び教育委員会が定める基準により教育課程を編成するものとする。

2　校長は、その年度において実施する教育課程について、次の事項を毎年４月30日までに教育委員会に届け出なければならない。

一　教育目標

二　教育課程表

三　学習指導、生徒指導及び進路指導又は保育の大要

９条　修学旅行、対外試合、水泳訓練、合宿訓練その他の教育活動は、教育委員会の定める基準により実施するものとする。

2　校長は、前項に規定する教育活動のうち、実施地が県の区域外であり、かつ、宿泊を要するものについては、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

12条　教科書は、文部大臣の検定を経たもの又は文部大臣において著作権を有するもので、教育委員会が採択したものを使用しなければならない。

13条　学校は、教科書以外の図書その他の教材を使用するにあたっては、保護者の経済的負担について考慮して選定しなければならない。

14条　学校において、次の各号に掲げるものを使用するときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出るものとする。

一　教科書の発行されていない教科又は科目の主たる教材として使用する図書

二　学年若しくは学級又は特定の集団全員の教材として計画的、継続的に教科書又は準教科書とあわせて使用する副読本その他の参考書

市準則６条　（県立８条と同じ）

2　（県立８条２と同義）

７条　（県立９条と同じ）

2　校長は、前項に規定する教育活動のうち、実施地が市（町村）の区域外であり、かつ、宿泊を要するものについては、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

12条　（県立13条と同じ）

13条　（県立14条と同じ）（各号　同義）

福島県立15条　学校の教育課程は、学習指導要領の基準及び教育委員会の定める基準により、校長が編成する。

2　校長は、翌年度において実施しようとする教育課程を編成したときは、毎年10月末日までに教育課程承認申請書を提出し、教育委員会の承認を受けなければならない。

3　校長は、教育課程の実施状況について、毎学年度終了後一箇月以内に教育委員会に報告しなければならない。

16条　校長は、教科書の発行されていない教科又は科目の主たる教材として教科用図書を使用しようとするときは、あらかじめ準教科書使用承認申請書を提出し、教育委員会の承認を受けなければならない。

2　校長は、学年又は学級若しくは特定の集団全員の教材として、教科書又は準教科書とあわせて、副読本その他の参考書を計画的かつ継続的に使用しようとするときは、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

17条　校長は、児童又は生徒に修学旅行をさせようとするときは、あらかじめ修学旅行実施承認申請書を提出し、教育長の承認を受けなければならない。ただし、当該修学旅行が宿泊を要しないものであるときは、この限りでない。

市準則７条　学校の教育課程は、学習指導要領の基準により校長がこれを編成する。

2　校長は前項の規定により翌年度の教育課程を編成して学年末までに、教育委員会の承認をうけなければならない。

3　校長は、当該学年終了後その実施状況を４月末日までに教育委員会に報告しなければならない。

８条　校長は修学旅行を実施しようとする場合はあらかじめ教育委員会の承認をうけなければならない。

10条　学校において教科書の発行されていない教科の主たる教材として使用する教科用図書はあらかじめ教育委員会の承認を受けるものとする。

11条　学校が学年又は学級全員、もしくは特定の集団全員の教材教具として計画的継続的に次のものを使用する場合はあらかじめ教育委員会に届け出るものとする。

一　教科書又は準教科書と併せて使用する副読本、その他の参考書

二　授業並びに休業中の学習に使用するワークブック等

栃木県立７条　学校の教育課程は、学習指導要領、幼稚園教育要領及び教育委員会の定める基準により、校長が編成する。

８条　校長は、前条の規定により編成した教育課程のうち、各教科に属する科目及び特別活動の学年別時間配当計画を、別記様式一により教育委員会に届け出なければならない。学年の中途においてこれを変更したときも同様とする。

９条　学校における教育活動の一環として実施する修学旅行、登山等の学校行事については、教育委員会の定める基準により実施しなければならない。

2　前項の行事の実施にあたっては、校長は、その行事が県外で行われる場合又は宿泊を要する場合には、あらかじめ教育委員会の承認を受け、その他の場合には届け出なければならない。ただし、教育委員会が特に指示したものについては、この限りでない。

10条　学校は、学校教育法第21条第１項に規定する教科用図書で、教育委員会が採択したものを使用しなければならない。

2　学校は、教科書以外の図書その他の教材についても、有益適切と認めた場合には、進んでこれを使用し、教育内容の充実をはかるものとする。

3　学校は、教材の選定にあたっては、保護者の経済的負担について考慮しなければならない。

11条　教科書の発行されていない教科又は科目の主たる教材として、教科書以外の図書を教科書に準じて使用する場合には、校長は、使用の１月前までに、別記様式二により、教育委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

12条　学校が学年又は学級もしくは特定の集団の全員に、補充教材として前条に定める図書以外の図書及び練習帳等を継続的に使用させる場合には、校長は、あらかじめ別記様式三により、教育委員会に届け出なければならない。

市準則５条　学校の教育課程は、学習指導要領及び教育委員会の定める基準により、校長が編成する。

５条の２　校長は、特殊学級の教育課程について、特別の教育課程を定めようとするときは、別記様式第１号により、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。学年の中途においてこれを変更しようとするときも同様とする。

６条　特別活動のうち、校外において実施する遠足、修学旅行及び水泳等は、教育委員会の定める基準により実施しなければならない。

２　校長は、前項の特別活動の実施にあたり、それが宿泊を要する場合又は県外で行われる場合には、あらかじめ教育委員会の承認を受け、その他の場合には届け出なければならない。ただし、教育委員会の指示したものについては、この限りでない。

７条　（県立10条と同じ）

２　学校は、教科書以外の図書その他の教材についても、有益適切なものは、これを使用することができる。

３　（県立10条３と同じ）

８条　（県立11条と同義）

９条　（県立12条と同義）

10条　学校は、フィルム、スライド、録音テープ等の教材については、共同利用につとめなければならない。

茨城県立10条　学校の教育課程は、学習指導要領及び教育委員会が定める基準に従って校長が編成する。

２　校長は、翌年度において実施する教育課程について、教育課程編成表により、毎年12月31日までに教育長の承認を受けなければならない。

３　校長は、当該年度のホームルーム活動年間指導計画書、クラブ活動編成表、生徒会活動組織編成表及び学校行事年間指導計画書を作成し、４月30日までに教育長に届け出なければならない。

11条　校長は、校外における教育活動のうち、宿泊を要するもの及び水泳訓練等を行う場合は、別に教育長が定める基準によらなければならない。

２　前項の教育活動のうち、修学旅行については、校長は、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。

３　第１項の教育活動以外の教育活動については、校長は、あらかじめ基準を作成して、適切に行わなければならない。

13条　教科書は、教育委員会の採択したものを使用しなければならない。

14条　校長は、学校において、教科書以外の教材を使用するに当たっては、有益適切と認めたものを選定しなければならない。

２　前項の教材の選定に当たっては、生徒の保護者の経済的負担について、特に考慮しなければならない。

15条　校長は、教科書の発行されていない教科又は科目の主たる教材として使用しようとする教科用図書については、使用の１月前までに準教科書使用承認申請書を提出し、教育長の承認を受けなければならない。

16条　校長は、学年又は学級全員若しくは特定の集団全員の教材として、計画的、継続的に次のものを使用しようとするときは、使用の20日前までに教材届出書により、その使用について、教育長に届け出なければならない。

一　教科書又は準教科書と併せて使用する副読本、解説書及びその他の参考書

二　学習の過程及び休業日に使用する各種の学習帳、練習帳及び日記帳

市準則５条　学校の教育課程は、学習指導要領及び茨城県教育委員会の定める基準により校長が編成する。

2　校長は、翌年度において実施する教育課程を、教育課程編成書により、毎年３月31日までに教育長に届け出なければならない。

3　校長は、当該年度の教育課程の実施状況を教育課程実施状況報告書により、翌年度の４月30日までに教育長に報告しなければならない。

６条　校長は、保健体育的行事、遠足、修学旅行等を校外において実施しようとするときは、別に定める基準により行わなければならない。

2　校長は、前項の場合において、その実施地が市（町村）の区域外であるもの又は宿泊を要するものについては、学校行事等実施承認申請書により、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。

９条　（県立13条と同じ）

10条　（県立14条と同義）

2　（県立14条２と同義）

11条　（県立15条と同義）

12条　校長は、学年又は学級若しくは特定の集団全員の教材として計画的継続的に次のものを使用しようとするときは、使用20日前までに教材届出書により、教育委員会に届け出なければならない。（各号　県立16条と同義）

群馬県立８条　校長は、翌年度に実施する教育課程をあらかじめ教育委員会の承認を得て、毎年12月末日までに編成するものとする。

2　前項の教育課程の編成は、高等学校学習指導要領及び教育委員会の定める基準によらなければならない。

3　校長は、第１項の教育課程を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

９条　修学旅行及び対外競技は、教育委員会が定める基準によらなければならない。

2　技術、芸能等に関する対外競技は、教育活動の一環として実施しなければならない。

11条　教科書は、学校教育法第51条で準用する同法第21条第１項に規定する教科用図書のうちから教育委員会が採択したものを使用しなければならない。

12条　校長は、教材を選定するにあたっては、教育効果の向上と保護者の経済的負担について、特に考慮しなければならない。

13条　校長は、教科書の発行されていない教科、科目のおもな教材として使用する教科用図書については、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

14条　校長は、学年又は学級の生徒全員に教材として次の各号に掲げるものを継続使用させる場合は、あらかじめ教育長に届け出るものとする。

一　教科書又は準教科書とあわせて使用する副読本又は参考書

二　長期にわたる休業期間中に、おもな教材として使用する各種の学習帳

市基準８条　教育委員会は、学校の教育課程の編成及びその実施について必要な事項を、次の各号により定めるものとする。

一　校長は、学習指導要領その他の基準により、教育課程を編成すること。

二　校長は、学年のはじめに当該学年に実施する教育課程に関し、その大要を教育委員会に届け出ること。

９条　教育委員会は、学校が修学旅行又は体育、芸能等に関する対外競技を実施する場合において必要な事項を、次の各号により定めるものとする。

一　修学旅行については、群馬県教育委員会の定める基準によること。

二　体育、芸能等の対外競技については、教育活動の一環として実施するとともに、運動競技については、群馬県教育委員会の定める基準によること。

11条　学校において使用する教科書は、学校教育法第21条第１項又はこれを準用する同法第40条に規定する教科用図書のうちから、教育委員会が採択するものとする。

12条　教育委員会は、教材の承認及び届け出について必要な事項を次の各号により定めるものとする。

一　学校において教科書の発行されていない教科等の主たる教材として図書を使用する場合校長は、あらかじめ教育委員会の承認を受けること。

二　学校において、学年又は学級全員の児童生徒に、教材として次のものを継続使用させる場合は、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出ること。

イ　教科書又は準教科書とあわせて使用する副読本又は参考書

ロ　長期にわたる休業期間中に使用する各種の学習帳

埼玉県立２条　学校は、教育活動の一環として行う対外競技及び修学旅行、夏季施設等の校外における行事については、別に定める基準により企画し、行うものとする。

４条　学校は、文部大臣の検定を経た教科用図書又は文部省の著作の名義を有する教科用図書以外の教材については、教育内容の充実をはかるのに有効適切と認めるものを選定しなければならない。この場合、保護者の経済的負担についても考慮を払わなければならない。

５条　学校が教科書の発行されていない教科目の主たる教材として生徒に使用させる教科用図書については、校長は、あらかじめ教育委員会の承認をえなければならない。

市準則４条　学校は、学習指導要領の基準及び埼玉県小中学校教育課程編成要領の基準により、教育指導計画を定めなければならない。

2　校長は、その年度において実施すべき教育指導計画のうち次に掲げるものについては、4月末日までに教育委員会に届け出るものとする。

一　教育指導の重点

二　学年別の教科、道徳及び特別活動の時間配当

3　学校は、第1項に規定する教育指導計画の実施に当たっては、その配当時間を確保し、有効適切な指導を図って教育効果の増進に努めなければならない。

5条　学校は、教育活動の一環として行う対外競技及び修学旅行、夏季施設等の校外における行事については、別に定める基準により企画し、行うものとする。

11条　（県立4条と同義）

12条　（県立5条と同義）

13条　学校が教育活動の一環として計画的、継続的に、学年又は学級若しくは特定の集団の児童生徒の全員に対し、使用させる教材で左の各号に掲げるものについては、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

一　教科書又は準教科書と併用する児童生徒用の副読本若しくはこれに類するもの

二　学習帳及び夏休帳の類

千葉県立10条　教育課程は、この章に定めるもののほか、高等学校学習指導要領及び教育委員会が別に定める基準により、校長が定める。

2　校長は、教育課程を定めたときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

12条　修学旅行の実施については、教育委員会が別に定める基準によらなければならない。

2　校長は、宿泊を要する修学旅行を行う場合は、実施の日前7日までに、教育委員会の承認を受けなければならない。

13条　教育活動の一環として行う校外活動のうち次に掲げるものについては、教育委員会が別に定める基準により企画し、これを行うものとする。

一　学校以外の施設を利用する実習及び見学

二　運動、技術、芸能等に関する対外競技

三　林間学校、臨海学校、スキー教室、登山その他教育委員会の指定する特別な校外行事

2　前項に定める行事を宿泊して行う場合には、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

14条　前2条に規定する場合を除くほか、校長は、卒業式その他重要な行事を行うときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

15条　教科書は、文部大臣の検定を経たもの又は文部省が著作の名義を有するものについて、校長の選定に基づき教育委員会が採択するものとする。

16条　教科書の発行されていない教科又は科目については、校長は、教科書に準じて使用する教科用図書を定めるものとする。

2　校長は、準教科書を定めるときは、実物１部を添えて、使用しようとする日前30日までに教育委員会の承認を受けるものとする。

17条　学校において教科及び特別活動の指導のために使用する図書その他の材料は、校長が教育効果の向上のため有益適切と認めたものでなければならない。

2　校長は、教材を生徒に購入させるに当たっては、保護者の経済的負担について特に考慮しなければならない。

3　前２項に規定するもののほか、教材の使用に関し必要な事項については、校長が定めるものとする。

市準則11条　教育課程は、学習指導要領及び教育委員会が別に定める基準により、校長が定める。

2　（県立10条２と同じ）

12条　校長は、当該年度における教育課程の実施状況を翌年度の４月末日までに教育委員会に報告しなければならない。

13条　特別活動のうち次に掲げるものについては、教育委員会が別に定める基準により行うものとする。

一　修学旅行

二　当該学校以外の施設を利用する実習及び見学

三　運動、芸能等に関する対外競技

四　水泳、臨海学校その他教育委員会の定める特殊行事

2　校長は、修学旅行及び修学旅行以外の宿泊を要する行事を行う場合は、実施の日の14日前までに教育委員会に申請して、その承認を受けなければならない。

3　校長は、当該学校以外の施設を利用する場合は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。ただし、軽易な場合は、この限りでない。

14条　（県立14条と同義）

15条　学校において児童又は生徒の指導のため使用する図書その他の材料は、校長が児童又は生徒の教育効果の向上に有効適切と認めるものでなければならない。

2　（県立17条２と同義）

16条　校長は、教科書の発行されていない教科について、教科書に準じて使用する教科用図書を定めることができる。

2　校長は、準教科書を定めようとするときは、実物１部を添えて使用しようとする日の30日前までに教育委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

17条　校長は、学年又は学級の児童又は生徒全員の教材として次に掲げる図書を継続的に使用させようとするときは、あらかじめ実物１部を添えて教育委員会に届け出なければならない。

一　教科書又は準教科書と併用する副読本、解説書、参考書又はこれらに類するもの

二　学習の課程（ママ）又は休業日に使用する学習帳、夏休帳、冬休帳又はこ

れらに類するもの

18条　学校は、映写用フィルム、幻燈用スライド、録音テープ、実験用器具等の教材で高価なものについては、教育委員会が別に定めるところにより、学校間において共同利用に努めるものとする。

東京都立13条　学校は、法にかかげる教育目標を達成するために、適正な教育課程を編成するものとする。

14条　学校が、教育課程を編成するに当たっては、学習指導要領及び委員会が別に定める基準による。

15条　校長は、翌年度において実施する教育課程について、次の事項を毎に届け出なければならない。

一　教育の目標

二　指導の重点

三　学年別各教科・科目及び各教科以外の教育活動の時間配当

四　年間行事計画

16条　校長は、修学旅行、夏季施設その他の学校が計画する行事で宿泊をる基準により企画し、その実施期日14日前までに、委員会に計画書を届け出なければならない。科書以外の図書その他の教材を使用し、教育内容の充実に努めるものとする。を使用する場合、第14条により編成する教育課程に準拠しかつ、次の各号の要件を具えるものを選定するものとする。

一　内容が正確中正であること

二　学習の進度に即応していること

三　表現が正確適切であること

2　前項に規定する教材の選定に当たっては、保護者の経済的負担について、特に考慮しなければならない。

19条　校長は、教科書の発行されていない各教科・科目の主たる教材として使用する教科用図書については、使用開始期日30日前までに、委員会の承認を求めなければならない。

2　校長は、学年または学級全員若しくは特定の集団全員の教材として、次のものを継続使用する場合、使用開始期日14日前までに委員会に届け出なければならない。

一　教科書または準教科書とあわせて使用する副読本、解説書その他の参考書

二　学習の過程または休業日中に使用する各種の学習帳、練習帳、日記帳の類

市基準13条　（都立13条と同義）

14条　（都立14条と同義）

15条　（都立15条一・二号まで同じ）

三　学年別授業日数及び授業時数の配当

四　学校行事

16条　校長は、修学旅行、夏季施設その他の小中学校が計画する行事で宿泊を伴

うものについては、教育委員会が別に定める基準により企画し、その実施期日14日前までに、教育委員会に計画書を届け出、又は計画書について教育委員会の承認を受けなければならない。

17条　（都立17条と同義）

18条　（都立18条と同義）（各号　都立18条と同じ）

2　（都立18条２と同じ）

19条　（都立19条と同義）

2　（都立19条２と同義）（各号　都立19条２と同じ）

神奈川県立８条　高等学校の全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程の教育課程は、高等学校学習指導要領の基準により、校長が編成する。

2・3　（略）

4　校長は、前３項の規定により編成した教育課程のうち各教科に属する科目並びに特別活動のうちホームルーム及びクラブ活動の学科別及び学年別の授業時数を教育長に報告しなければならない。

9条　教育活動の一環として行う修学旅行、対外競技、水泳、キャンプその他の校外行事は、その安全性、経費等を考慮しなければならない。

2　校長は、前項の校外行事を実施するときは、教育長が別に定めるところにより、届け出なければならない。

12条　高等学校において使用する教科書は、神奈川県教育委員会が採択したものでなければならない。

13条　校長は、高等学校において教科書以外の教材を使用するにあたっては、適切と認めたものを選定するものとする。

2　前項の教材の選定にあたっては、生徒の保護者の経済的負担について、特に考慮しなければならない。

14条　校長は、準教科書を使用する場合及び一定の期間、特定の集団全員の教材として副読本の類を使用する場合は、教育長の定めるところにより、あらかじめ届け出なければならない。

市基準５条　教育委員会の所管に属する小学校及び中学校の教育課程は、学習指導要領の基準により、校長が編成する。

2　校長は、前項の教育課程を編成したときは、学年開始後、速やかに次の事項を教育委員会に報告しなければならない。

一　各教科及び道徳の学年別授業時数

二　特別活動の種類及びその授業時数

6条　（県立９条と同じ）

2　校長は、前項の校外行事を実施するときは、教育委員会の定めるところにより、教育委員会に届け出又はその承認を受けるものとする。

8条　（県立13条と同義）

2　（県立13条２と同義）

9条　校長は、教科書の発行されていない教科の主たる教材として使用する教科用図書については、教育委員会の承認を求めなければならない。

2　前項の場合において、教育委員会は、速やかに承認するか否かを決定し、校長に通知するものとする。

10条　校長は、学年若しくは学級全員又は特定の集団全員の教材として、次の各号に掲げるものを計画的、継続的に使用しようとするときは、教育委員会に届け出なければならない。

一　教科書又は準教科書と併せて使用する副読本

二　各種学習帳の類

山梨県立5条　学校の教育課程は、学習指導要領並びに教育委員会の定める教育課程の基準により、校長が編成する。

6条　校長は、翌年度において実施すべき教育課程を、毎年7月末日までに教育委員会に届け出なければならない。

7条　学校における教育活動の一環として行う修学旅行、遠足、見学旅行その他の校外行事については、教育委員会の定める基準により、校長が計画して実施する。

2　校長は、海外修学旅行を実施しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

3　校長は、修学旅行、遠足、見学旅行その他の校外行事で宿泊を要するもの、県外に及ぶもの又は危険を伴うおそれがあるものについては、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

8条　校長は、教科書以外の教材で有益適切と認めたものはこれを使用し、教育内容の充実に努めるものとする。

9条　校長は、教材を使用する場合、第5条の規定により編成する教育課程に準拠し、かつ、次の各号の要件を具えるものを選定するものとする。

一　内容が正確中正であること。

二　学習の進度に即応していること。

三　表現が正確適切であること。

2　教材の選定にあたっては、保護者の経済的負担について、特に考慮するものとする。

10条　校長は、教科書の発行されていない教科の主たる教材として使用する教科用図書については、使用開始期日30日前までに、その準教科書を添えて、教育委員会の承認をうけなければならない。

11条　校長は、学年若しくは学級全員又は特定の集団全員の教材として、計画的、継続的に次のものを使用する場合は、使用開始期日10日前までに、その教材を添えて教育委員会に届け出なければならない。

一　教科書又は準教科書に併せて使用する副読本

二　学習の課程（ママ）において使用するワークブック

三　夏休み帳、冬休み帳

市準則4条　学校は、学校教育法に掲げる教育目標を達成するために、適切な教育課程を編成するものとする。

5条　学校が、教育課程を編成するに当たっては、学習指導要領及び山梨県教育

委員会が定める教育課程の基準による。

6条　校長は、翌年度において実施する教育課程について、別に定める様式により学年末までに教育委員会に届け出なければならない。

7条　学校における教育活動の一環として実施する修学旅行、対外試合、水泳、キャンプその他の校外行事については、山梨県教育委員会の定める基準により、校長が企画して実施する。

2　前項に定める校外行事の実施にあたっては、校長は、あらかじめ教育委員会に対し、その実施地が県内にあるときは、届け出るものとし、宿泊を要するとき若しくはその実施地が県外にあるときは、承認を受けるものとする。

9条　学校は、教科書以外の教材で有益適切と認めたものは、これを使用し教育内容の充実に努めるものとする。

10条　学校は、教材を使用する場合第4条により編成する教育課程に準拠し、かつ次の各号の要件を具えるものを選定するものとする。(各号　県立9条と同義)

2　(県立9条2と同義)

11条　校長は、教科書の発行されていない教科の主たる教材として使用する教科用図書については、使用開始期日30日前までに教育委員会の承認をうけなければならない。

12条　校長は、学年若しくは学級全員又は特定の集団全員の教材として計画的継続的に次のものを使用する場合は、使用開始期日10日前までに教育委員会に届け出るものとする。(各号　県立11条と同義)

長野県立8条　教育課程及び授業日時数は、校長が定める。

2　校長は、前項の規定により教育課程及び授業日時数を定めるにあたっては、学習指導要領を基準とし、かつ、次に掲げるところによらなければならない。(各号　略)

市準則5条　校長は、学校教育法第18条又は第36条に規定する教育の目標を達成するため、適切な教育課程を編成しなければならない。

6条　校長は、前条に規定する教育課程を編成するときは、次の事項について、教育委員会の承認を受けなければならない。

一　各教科及び道徳の学年別の指導計画の概要

二　特別活動の種類、組織、時間数及び活動の概要

三　学校行事等の計画

7条　修学旅行、遠足、登山キャンプ、社会見学、対外運動競技その他これらに準ずる校外における教育活動は、長野県教育委員会の定める基準により、実施するものとする。

2　前項に規定する校外における教育活動を実施しようとするときは、校長はその計画をあらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

10条　学校は、教科書以外の図書その他の教材で、有効適切と認めたものについては、進んでこれを使用して教育内容の充実を図るものとする。

2　前項の教材の選定に当たっては、保護者の経済的負担について特に考慮し

なければならない。

11条　校長は、学校において教科書が発行されていない教科の主たる教材として使用する図書を使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

2　校長は、学校において次の各号に掲げる教材を使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

一　道徳の主たる教材として使用する図書

二　教科書又は準教科書とあわせて使用する副読本又はこれに類する図書

三　各種の学習帳

静岡県立2条　学校の教育課程及び授業日時数は、学習指導要領及び別に定める基準により、校長が編成する。

2　前項の規定により教育課程及び授業日時数を定めたときは、校長は、速やかに静岡県教育委員会に届け出なければならない。届出の後、これを変更したときも同様とする。

4条　特別活動は、各ホーム・ルーム、生徒会及びクラブごとに、必ず指導する教員を置き、年間を通じて計画的、継続的に行わなければならない。

5条　学校における修学旅行、遠足、水泳、キャンプ、登山、対外競技又はこれらに準ずる校外行事は、別に定める基準により実施しなければならない。

2　前項の行事の実施にあたっては、校長は、別に定めるところにより、あらかじめ委員会に届け出なければならない。ただし、特別の事情により基準をこえて実施しようとするときは、委員会の承認を得なければならない。

6条　学校は、児童、生徒に教科書以外の教材又は教具を使用させるにあたっては、教育的に有益かつ適正で、保護者の経済的負担が過重にならないものを選定するように努めなければならない。

7条　学校が、教科書の発行されていない教科又は科目の主たる教材として使用する教科用図書は、別に定めるところによりあらかじめ委員会の承認を得なければならない。

8条　学校が、学年又は学習集団若しくは特定の集団全員に教科書又は準教科書の補充教材として副読本及びこれに類する図書を、計画的、継続的に使用させる場合は、別に定めるところによりあらかじめ委員会に届け出なければならない。

新潟県立9条　高等学校は、学習指導要領及び委員会が別に定める基準によって、教育課程を編成するものとする。この場合、学習指導要領に示されている「特別の事情がある場合」の規定を適用するにあたっては、校長は、年度ごとに、あらかじめ委員会に届け出なければならない。

2　校長は、その年度において実施する教育課程について、次の事項を毎年4月30日までに、委員会に届け出なければならない。

一　教育目標

二　教科・科目の単位数、各教科以外の教育活動の時間数及び学校行事の予定表

三　学習指導、生徒指導及び進路指導の大綱

10条　宿泊を要する修学旅行は、次の基準によるものとする。

一　在学中１回に限る。

二　旅行日数は５泊６日以内とする。

2　校長は、宿泊を要する修学旅行を実施する場合においては、その計画を実施期日の60日前までに委員会に届け出なければならない。

11条　校長は、県外において現場実習を実習する場合においては、その計画を実施期日の60日前までに、委員会に届け出なければならない。

12条　校長は、前２条に規定する学校行事以外で、学年又は学級を単位として宿泊を要する学校行事を実施する場合においては、その計画を実施期日の14日前までに、委員会に届け出なければならない。

13条　校長は、学校教育活動の一環として行う対外運動競技に参加させる場合は、生徒の健康、安全及び教育効果について配慮しなければならない。

18条　高等学校は、教科書以外に有益適切とみとめられる教材を使用し、教育内容の充実に努めるものとする。

2　前項に規定する教材の選定に当たっては、保護者の経済的負担について特に考慮しなければならない。

19条　高等学校が、教科書の発行されていない教科・科目の主たる教材として使用する図書を使用するときは、校長は、その使用開始期日の60日前までに、委員会の承認を求めなければならない。

20条　高等学校が、学年または学級全員もしくは特定の集団全員の教材として、次のものを継続使用するときは、校長は、その使用開始の14日前までに委員会に届け出なければならない。

一　教科書または準教科書とあわせて使用する副読本、解説書、その他の参考書

二　学習指導の過程または休業中において使用する各種の問題集、学習帳、練習長

市準則８条　学校は、学習指導要領、県委員会及び委員会が別に定める基準によって、教育課程を編成するものとする。ただし、学校教育法施行規則第25条の２、第73条の11、第73条の12及び第73条の18第１項の規定を適用する場合は、校長はその実施方法をあらかじめ委員会に届け出なければならない。

2　校長は、その年度において実施する教育課程について、次の事項を毎年○月○日までに、委員会に届け出なければならない。

一　教育目標

二　各教科、道徳、特別活動の授業時数及びおもな学校行事の予定表

三　学習指導及び生徒指導の大綱

3　中学校及び養護学校の中学部においては、進路指導の大綱をあわせ届け出なければならない。

９条　修学旅行は、次の基準によるものとする。（各号　略）

（２・３　略）

4　校長は、宿泊を要する修学旅行を実施する場合においては、その計画を、小学校及び養護学校の小学部にあっては実施期日の○日前までに、中学校及び養護学校の中学部にあっては実施期日の○日前までに、委員会に届け出なければならない。

10条　校長は、前条に規定する学校行事以外で、学年または学級を単位として宿泊を要する学校行事を実施する場合においては、その計画を実施期日の○日前までに、委員会に届け出なければならない。

11条　（県立13条と同義）

2　校長は、宿泊を要する対外運動競技に参加させる場合はあらかじめ委員会に届け出なければならない。

16条　（県立18条と同義）

2　（県立18条２と同じ）

17条　（県立19条と同義）

18条　（県立20条と同義）（各号　県立20条と同じ）

富山県立４条　校長は、毎学年次に掲げる事項について管理（ママ）指導計画をたて学年始めに委員会に届け出なければならない。

一　教育目標及び教育方針

二　教育計画

三　学校の組織及び編制

四　現職教育の計画

五　その他必要と認める事項

2　前項第２号の教育計画には、教育課程、学習指導計画、生活指導計画及び行事計画を含むものとする。

５条　学校における教育活動の一環として実施する修学旅行、対外競技、水泳、登山、キャンプ、その他の校外行事については、委員会の指示する基準によらなければならない。

2　校長は、前項の行事の実施に当たっては、あらかじめ委員会に届け出なければならない。ただし、県内の２学校間の対外競技については、この限りでない。

７条　校長は、教科書の発行されていない教科又は科目の主たる教材として使用する教科用図書及び特定の集団全員の教材として計画的、継続的に使用する学習指導書について、あらかじめ委員会に届け出なければならない。

石川県立５条　教育目標及び教育方針は、委員会の指示する目標に基づくとともに、学校の実情に応じて、校長が定める。

６条　教育課程は、学習指導要領の基準によって校長が編成し、委員会の承認を受けなければならない。

2　前項の委員会の承認は、毎年３月末までに翌年度における教育課程の概要を提出して受けるものとする。

3　校長は、教育課程として行う修学旅行その他の学校行事等及び特別教育活動について、委員会が基準を定めるものについては、これに基づいて企画実

施しなければならない。

7条　校長は、教育課程の実施に支障のない限り、教育上有効適切な行事を行うことができる。

2　前項の行事のうち、委員会が基準を定めるものについては、これに基づいて企画実施しなければならない。

9条　校長は、文部大臣の検定を経た教科用図書、又は文部大臣において著作権を有する教科用図書以外の教材で有益適切と認めたものについては、これを使用して教育内容の充実をはかるものとする。

2　前項に定める教材の選定にあたっては、保護者の経済的負担について、考慮しなければならない。

10条　校長は、教科書の発行されていない教科、又は科目の主たる教材として、教授の用に供せられる教科用図書を使用する場合には、使用開始期日30日前までに、その準教科書を添えて、委員会の承認を受けなければならない。

11条　校長は、学年もしくは学級の全員又は特定の集団全員の教材として、計画的、継続的に次の各号に掲げるものを使用する場合には、使用開始期日20日前までに、その教材を添えて、委員会に届け出なければならない。

一　教科書又は準教科書とあわせて使用する副読本、解説書その他の参考書

二　学習の課程（ママ）ならびに休業中に使用する各種の学習帳、練習帳、日記帳等

市基準6条　教育課程は、学習指導要領に示された基準によって校長が定める。この場合においては、次に掲げる事項について留意しなければならない。

一　中学校においては、各教科の配当時間数は1単位時間を正味50分の授業とし、年間の最低時数を下らないものとする。

二　小学校においては、1時間を教室移動等の時間を含めて60分とし、教科および教科以外の活動の時間を週当たり学年段階により23時間から28時間までを標準とし、年間38週を確保するものとする。この教科以外の活動の時間には、入学式、運動会、学芸会及び遠足等の行事を含まないものとする。

7条　学校は、教科の学習に支障のない限り、教育上有効適切な行事を、行うことができる。

2　前項の学校行事のうち、修学旅行及び対外競技については、県教育委員会の定める基準によって行うものとする。

9条　学校が、文部大臣の検定を経た教科用図書、又は文部大臣において著作権を有する教科用図書以外の教材について、有益適切と認めた場合には、これを使用して教育内容の充実をはかることができる。

2　前項に定める教材の選定にあたっては、保護者の経済的負担について、考慮しなければならない。

10条　学校が、教科書の発行されていない教科、科目の主たる教材として使用する教科用図書について、使用1カ月前までに、委員会に承認を申請しなけれ

ばならない。

11条　学校が、学年又は学級全員もしくは、特定の集団全員の教材として、計画的、継続的に次の各号に掲げるものを使用する場合は使用20日前までに、委員会に届け出なければならない。

一　教科書又は準教科書と併せて使用する副読本、解説書その他の参考書

二　学習の課程（ママ）ならびに休暇中に使用する各種の学習帳、練習帳、日記帳の類

福井県立８条　校長は、学習指導要領および委員会の定める基準により教育課程を編成し、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。

９条　校長は、毎年度始めその年度における次の事項を定め、委員会に報告しなければならない。

一　学校の努力目標

二　主要行事の大綱

10条　校長は、修学旅行その他の学校行事等で宿泊を伴うものを実施するときは、あらかじめ次の手続きをとらなければならない。

一　県外で宿泊する場合　委員会の承認を受けること。

二　県内で宿泊する場合　委員会に届け出ること。

11条　学校は、有効適切と認める教材については、進んでこれを使用し教育内容の充実を図るものとする。

2　学校は教材の選定に当たっては、その内容および表現の正確、中正等に留意しかつ保護者の経済的負担について考慮しなければならない。

3　学校が、教科書の発行されていない教科または科目の主たる教材として使用しようとする教科用図書について校長は、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。

4　学校が、学年または学級全員もしくは特定の集団全員の教材として計画的かつ継続的に次のものを使用しようとするときは、校長は、あらかじめ委員会に届け出なければならない。

一　教科書または準教科書とあわせて使用する副読本、解説書その他の参考書

二　学習時間および休業中に使用する各種の練習帳のたぐい

市準則23条　学校の教育課程は、学習指導要領の基準により、校長が編成する。

2　校長は、その年度において実施しようとする教育課程について年度初めに、様式第25号により委員会に届け出なければならない。

24条　学校が、２日以上にわたる修学旅行、または宿泊を要する学校行事を実施しようとするときは、校長は様式第26号により委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

33条　（県立11条と同義）

2　（県立11条２と同じ）

34条　学校が、教科書の発行されていない教科等の主たる教材として使用しようとする教科用図書を使用しようとする（ママ）ときは、校長は、あらかじめ現

物をそえ、様式第35号により委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

35条　（県立11条４と同義）

愛知県立２条　教育課程は、学習指導要領及びこれに基づき教育委員会が定める基準により、校長が編成するものとする。

３条　校長は、前条の教育課程並びに学習指導及び生活指導の重点目標を定めたときは、教育委員会に届け出なければならない。

４条　校長は、教育活動の一環として実施する修学旅行、水泳、登山、対外競技その他の学校行事については、教育委員会の定める基準により企画し、及び実施しなければならない。

２　前項に規定する学校行事のうち、修学旅行、県外で行われる行事及び宿泊を要する行事については、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

８条　学校において文部大臣の検定を経た教科用図書又は文部大臣が著作権を有する教科用図書のない場合に他の教科用図書を使用しようとするときは、校長は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

９条　学校において、特定の集団全員に対し計画的かつ継続的に教材として副読本、学習帳その他参考書を使用させる場合は、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

岐阜県立６条　校長は、学習指導要領の基準に基づき、学校の教育課程を編成しなければならない。

７条　校長は、学年末までに、翌年度の各教科に属する科目並びに特別活動のうちホームルーム及びクラブ活動の時間配当を定め、教育委員会の承認を受けなければならない。学年の途中において、当該時間配当を変更しようとするときも、同様とする。

２　校長は、毎年、学年始めに当該年度における学校の教育指導の重点並びに各教科以外の教育活動のうち生徒会活動及び学校行事等の組織及び活動の概要を教育委員会に届け出なければならない。

８条　校長は、修学旅行、対外競技、水泳、キャンプその他の校外行事については、教育委員会の定める基準に従い実施するものとする。

２　前項の場合において、２日以上にわたる校外行事又は県外における対外競技については、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

９条　校長は、教科書以外の教材で教育上有益適切なものは、これを使用することができる。

10条　校長は、教材の選定にあたっては、保護者の経済的負担の軽減について特に考慮しなければならない。

11条　校長は、教科書の発行されていない各教科・科目の主たる教材として使用する教科用図書については、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

２　校長は、前項の承認を受けようとするときは、使用前１月までに教育委員会に対し、準教科書使用承認申請書を提出しなければならない。

3　教育委員会は、前項の申請を受けたときは、申請書を受理したときから10日以内に承認又は不承認を決定し、校長に通知しなければならない。

12条　校長は、学年若しくは学級全員又は特定の集団全員の教材として計画的、継続的に教科書又は準教科書と併せて副読本、解説書その他の参考書を使用する場合は、教材使用届によりあらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

市準則4条　校長は、学習指導要領及び教育委員会の定めるところにより学校の教育課程を編成しなければならない。

2　校長は、毎年学年の始め、当該学年度における教育課程の概要を教育委員会に報告しなければならない。

5条　校長は、教育課程として行う修学旅行、対外競技、臨海学校、林間学校等については、教育委員会の定める基準に基づき企画し、実施しなければならない。

2　前項の場合において、2日以上にわたるものについては、校長は、あらかじめその実施計画を教育委員会に届け出なければならない。

6条　（県立9条と同義）

7条　（県立10条と同義）

8条　（県立11条と同義）

2　前項の承認を受けようとするときは、使用を開始しようとする日前30日までに、別記第1号様式による「準教科書使用承認申請書」を教育委員会に提出しなければならない。

3　前項の申請があった時は、教育委員会は、申請のあった日から15日以内に校長に対し、承認又は不承認の通知を発しなければならない。

9条　校長は、学年若しくは学級の全員又は特定の集団全員の教材として計画的、かつ、継続的に次に掲げるものを使用する場合は、別記第2号様式による「教材使用届」により、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

一　教科書又は準教科書とあわせて使用する副読本、解説書その他の参考書

二　練習帳、日記帳その他の学習帳

三重県立5条　校長は、毎年入学する生徒に実施する教育課程について、その前年度末までに委員会に届け出なければならない。なお学年の進行にともない、教育課程を変更しようとするときは、そのつど届け出るものとする。

6条　学校の修学旅行及び新入生宿泊研修の実施に係る基準は、別に定める。

2　校長は、修学旅行又は新入生宿泊研修を実施しようとするときは、修学旅行にあっては実施1月前、新入生宿泊研修にあっては当該実施年度の4月5日までに委員会の承認を得なければならない。

7条　学校においては、教科書以外の教材の選定にあたっては、教育上の効果及び保護者の経済的負担を考慮し、有効適切と認めた場合には、進んでこれを使用し、教育内容の充実を図らなければならない。

8条　学校において、次のものを使用する場合には、校長は、あらかじめ委員会に届け出なければならない。

一　教科書の発行されていない教科又は科目の主たる教材として使用する教科用図書

二　学年又は学級若しくは特定の集団の、全員の教材として計画的、継続的に教科書又は準教科書とあわせて使用する副読本

市基準５条　校長は、毎年実施する教育課程について、毎年４月末日までに委員会に届け出なければならない。

６条　校長は学校において、平素の授業を休止して次のような行事を行うときは、その計画の概要を具し、あらかじめ委員会に届け出なければならない。

一　運動会、学芸会

二　遠足、見学

三　其の他特別な行事

２　校長は学校の行う、修学旅行ならびに水泳については、その概要を具し、実施10日前までに委員会の承認を得なければならない。

３　児童生徒の対外競技については、別に定める学徒（ママ）対外競技基準によらなければならない。

４　校長は、児童、生徒が運動競技、キャンプ其の他行事等に参加するため、あらかじめ宿泊を予想される（ママ）ときは、実施５日前までに委員会の承認を得なければならない。

７条　校長は学校において、教科書の発行されていない教科又は科目の主たる教材として教科用図書を使用するときは、あらかじめ委員会の承認を得なければならない。

８条　校長は学校において、学年又は学級若しくは特定の集団の、全員の教材として、計画的、継続的に副読本を使用する場合には、あらかじめ委員会に届け出なければならない。

滋賀県立６条　校長は、学習指導要領および教育委員会の定める基準により、毎年教育課程を編成するものとする。

２　校長は、その年度において実施する教育課程について、次の各号に掲げる事項を毎年４月30日までに教育委員会に届け出なければならない。

一　学校経営の重点

二　教科科目、道徳、特別教育活動および学校行事等の配当時間数

三　生徒指導および進路指導の重点

３　校長は、前項各号に掲げる事項を著しく変更する場合には、すみやかに教育委員会に届け出なければならない。

４　校長は、学年終了後、第２項各号に掲げる事項の実施状況を翌学年の４月30日までに教育委員会に報告しなければならない。

７条　学校が、教育活動の一環として実施する修学旅行、対外競技の参加、水泳、登山、キャンプその他の校外で行う行事等については、教育委員会の定める基準によらなければならない。

２　校長は、前項の行事のうち、宿泊を要するものについては、その計画を実施期日前７日までに教育委員会に届け出なければならない。

8条　校長は、学校において、教科書の発行されていない教科または科目の主な教材として図書を使用するときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

2　前項の承認を受ける場合には、別記様式第1号による使用図書承認申請書を、使用を開始する日前30日までに提出しなければならない。

9条　校長は、学校において学年または学級全員もしくは特定の集団全員の教材として、計画的かつ継続的に次のものを使用するときは、教育委員会に届け出なければならない。

一　教科書または前条第1項の図書とあわせて使用する副読本、解説書その他の参考書

二　学習の過程ならびに休業中に使用する各種の学習帳、練習帳その他これらに類するもの

2　前項の届出をする場合には、別記様式第2号による教材使用届を、使用を開始する日前20日までに提出しなければならない。

10条　校長は、学校において教材または教具を選定するに当たっては、その教育的価値と保護者の経済的負担等を配慮しなければならない。

市準則4条　校長は、学習指導要領の基準、滋賀県教育委員会および教育委員会の定める基準により、教育課程を編成するものとする。

2　校長は、その年度において実施する教育課程について、次の各号に掲げる事項を毎年○月○日までに教育委員会に届け出なければならない。

一　学校経営の重点

二　教科の配当時間数

3　（県立6条3と同じ）

4　校長は、学年終了後、第2項各号に掲げる事項の実施状況を翌学年の○月○日までに教育委員会に報告しなければならない。

5条　学校が、教育活動の一環として実施する修学旅行、対外競技の参加、水泳、登山、キャンプその他の校外行事については、県教育委員会および教育委員会が別に定める基準により企画し実施するものとする。

2　校長は、前項に定める行事のうち、教育委員会が別に定めるものの実施については、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

6条　校長は、学校において、教科書の発行されていない教科の主な教材として、図書を使用するときは、使用を開始する日前○日までに、別記様式第1号による使用図書承認申請書を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

7条　校長は、学校において学年または学級全員もしくは特定の集団全員の教材として、計画的かつ継続的に次のものを使用するときは、使用を開始する日前○日までに、別記様式第2号による教材使用届により教育委員会に届け出なければならない。（各号　県立9条と同義）

8条　（県立10条と同じ）

京都府立9条　校長は、法令、学習指導要領及び京都府教育委員会教育長が定める基準に

基づき、教育課程を編成しなければならない。

10条　校長は、教育課程を編成するときは、教育委員会の承認を得なければならない。これを変更するときも、同様とする。

2　校長は、次に掲げる事項について、学年初めに教育委員会に報告しなければならない。

一　教育指導の重点

二　年間行事計画

11条　校長は、教育活動の一環として行う修学旅行、対外運動競技、水泳、キャンプその他の校外行事については、教育長が定める基準に基づき実施しなければならない。

12条　校長は、学年の全員を対象とする宿泊を伴う教育活動を実施するときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

2　校長は、前項以外の宿泊を伴う教育活動を実施するときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

14条　学校においては、教育委員会が採択した教科用図書を使用しなければならない。

15条　教科用図書以外の教材の取扱いは、府立学校において使用する教材の取扱いに関する規則に定めるところによる。

奈良県立13条　校長は、翌年度において実施する教育課程を学習指導要領及び奈良県立高等学校教育課程基準により編成し、翌学年始めまでに教育長の承認を受けなければならない。

14条　校長は、学年当初に学習指導、生徒指導、職業指導等の計画をたて、これを教育長に報告しなければならない。

15条　校長は、ホームルーム、生徒会、諸クラブ等の組織を定め、その指導教員を指名して特別活動の指導に努めなければならない。

16条　学校における教育活動の一環としての修学旅行、水泳指導その他の特別な行事については、委員会が別に基準を定める。

2　校長は、前項の行事を行うときは、第4号様式によりあらかじめ教育長に届け出なければならない。

17条　校長は、学校教育活動において使用する教科書以外の教材教具を選定するときは、その教育的価値と保護者の負担とを考慮して慎重に選定しなければならない。

18条　校長は、検定教科書のない教科科目の教科書にかわるものとして未検定のものを児童生徒に使用させようとするときは、第5号様式によりあらかじめ教育長の承認を受けなければならない。

19条　前条に定めるもののほか特定の集団の児童生徒の教材として次のものを使用させようとするときは、第6号様式により、あらかじめ教育長に届け出なければならない。

一　副読本、学習帳、練習帳及び参考書

二　高価な学習材料

三　その他前２号に準ずるもので教育長が定めるもの

市準則６条　校長は、翌年度において実施する教育課程を、学習指導要領及び奈良県教育委員会の指導計画に基づいて編成し、翌学年始めまでに委員会の承認を受けなければならない。

２　前項の教育課程には、少なくとも学年別に各教科、道徳及び特別活動の時間配当並びに教育指導の重点を明確にしなければならない。

７条　校長は、学年当初に学習指導、生徒指導、職業指導等の計画をたて、これを委員会に報告しなければならない。

８条　（県立15条と同義）

11条　校長は、次のものを児童生徒に使用させようとするときは、第２号様式により委員会の承認を受けなければならない。

一　検定教科書のない教科において使用する手引書又は参考書の類

二　道徳又は特別活動において使用する手引書又は参考書の類

12条　校長は、前条に定めるもののほか、特定の集団の児童生徒の教材として次のものを使用させようとするときは、第３号様式により委員会に届け出なければならない。

一　参考書、学習帳、練習帳及び日記帳の類

二　１件の価格何円を超える学習材料

13条　（県立17条と同じ）

14条　校長は、学校における教育活動としての修学旅行、林間指導、臨海指導、対外行事その他特別な学校行事については、県委員会の定める基準の範囲内で実施しなければならない。

２　校長は、前項の行事を実施するときは、第４号様式によりあらかじめ委員会に届け出なければならない。

和歌山県立７条　教育課程及び年間の授業日時数は、学習指導要領の基準及び教育委員会の指導により校長が定める。

７条の２　学校は、学校教育法第21条第１項に規定する教科用図書以外の有益適切と認めた材料を進んで利用して教育内容の充実を図るよう努めるものとする。

７条の３　学校は、教材の選定に当たって、保護者の経済的負担の軽減について特に考慮しなければならない。

７条の４　教科書の発行されていない教科又は科目の主たる教材として使用する教科用図書については、校長は、あらかじめ教育長の承認を受けるものとする。

２　校長は、前項の承認を受けようとするときは、使用２箇月前までに、教育長に対し別記第１号様式により申請しなければならない。

３　教育長は、前項の申請を受けたときは、使用１箇月前までに承認するか否かを決定し、校長に通知するものとする。

７条の５　学年又は学級全員若しくは特定の集団の全員の教材として計画的、継続的に次の各号に掲げるものを使用する場合は、校長は、別記第２号様式に

よりあらかじめ教育長に届け出るものとする。

一　教科書又は準教科書と併せて使用する副読本、解説書その他の参考書

二　学習の過程並びに休業中に使用する各種の学習帳、練習帳

2　前項の規定の適用において、いたずらな繁雑を避けるため、教育長は、前項の規定にかかわらず、届出を要しないものを指定し、その他必要な定めをすることができる。

市準則４条　（県立７条と同義）

2　校長は、毎年その年度において実施すべき教育指導計画を４月末日までに教育委員会に報告するものとする。

3　校長は、当該年度終了後翌年度４月末日までにその実施状況を教育委員会に報告するものとする。

５条　学校における教育活動の一環として実施する修学旅行、対外試合、水泳、キャンプその他の校外行事については別に定める基準により実施する。

2　前項に定める行事の実施に当たっては、校長はあらかじめ教育委員会に対し、実施地が県内にある時は届け出るものとし、宿泊を要する時又は実施地が県外にある時は承認を受けるものとする。

８条　（県立７条の２と同義）

９条　（県立７条の３と同じ）

10条　学校において教科書の発行されていない教科の主たる材料として使用する教科用図書は、あらかじめ教育委員会の承認を経るものとする。

2　前項の承認を受けようとするときは、使用２箇月前までに、校長かつ（ママ）教育委員会に対し別記様式により承認を申請しなければならない。

3　前項の申請を受けたときは、教育委員会は使用１箇月前までに承認するか否かを決定し、校長に通知するものとする。

11条　学校が学年又は学級全員若しくは特定の集団全員の教材として計画的、継続的に次のものを使用する場合は別記様式によりあらかじめ教育委員会に届け出るものとする。（各号　県立７条の５と同義）

2　（県立７条の５　２と同じ）

大阪府立５条　校長は、毎年、翌学年の教育課程を編成し、学年末までに教育委員会の承認を受けなければならない。

2　校長は、次の各号に掲げる事項について、毎学年始めに、教育委員会に報告するものとする。

一　学校経営の重点

二　教科指導及び生活指導の重点

三　健康管理と指導の重点

四　教員の研修計画

五　校務分掌

六　行事予定表

６条　校長は、教材及び教具の選定に当たっては、その教育上の効果及び保護者の経済的負担について十分配慮しなければならない。

7条　校長は、教科書の発行されていない教科及び科目について、主たる教材として図書を使用するときは、あらかじめ、その書名、定価等を教育委員会に届け出るものとする。

8条　校長は、学年又は学級全員の教材として、副読本、問題集、解説書その他これらに類するものを使用するときは、あらかじめ、その書名、定価等を教育委員会に届け出なければならない。

12条　校長は、修学旅行を実施しようとするときは、実施期日1月前までに教育委員会に申し出て承認を受けなければならない。

2　前項に規定するもののほか、校長は、宿泊を要する教育活動を実施しようとするときは、実施期日の2週間前までに、教育委員会に届け出なければならない。

市準則13条　（府立5条2と同義）

（各号一、三、、六、七は府立各号一、三、五、六と同じ）

二　学習指導及び生徒指導の重点

四　各教科、道徳及び特別活動の時間配当

五　日課表

14条　（府立6条と同じ）

15条　校長は、教科書の発行されていない教科について主たる教材として図書を使用するときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

16条　校長は、学年又は学級全員に、教材として次に掲げるものを使用するときは、あらかじめ、その書名、定価等を教育委員会に届け出なければならない。

一　教科書と併用して継続的に学習の用に供する副読本、問題集、解説書その他これらに類するもの。

二　学習の過程又は夏季休業日、冬季休業日等の長期にわたって使用する学習帳その他これに類するもの。

17条　校長は、遠足等校外における学校行事を実施しようとするときは、あらかじめその計画を教育委員会に届け出なければならない。

18条　校長は、修学旅行、臨海指導、林間指導等宿泊を要する学校行事を実施しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

20条　小学校は、対外競技を行うことができない。

2　小学校は、教育委員会の承認を受けて、2校以上連合して学校行事を行うことができる。

3　中学校の対外競技は、地方公共団体又は学校教育関係団体が主催し、かつ、近畿地区内において実施される場合に限り、次の各号に定めるところにより行うことができる。

一　宿泊を要しない場合　校長は教育委員会に届け出ること。

二　宿泊を要する場合　校長は教育委員会の承認を受けること。

兵庫県立12条　校長は、学習指導要領及び県委員会が別に定める基準のより、学年末までに翌年度の教育課程を編成して県委員会の承認を受けなけらばならない。

2　校長は、次の各号に掲げる事項について、学年始めに県委員会に報告しな

けらばならない。

一　学校経営の重点

二　教科指導及び生徒指導の重点

三　健康管理に関する指導の重点

四　校務分掌

13条　校長は、教育活動の一環として修学旅行、対外試合、水泳、キャンプ等の校外における学校行事を企画実施するときは、県委員会が別に定めるところによらなけらばならない。

15条　学校においては、文部大臣の検定を経た教科用図書又は文部大臣において著作権を有する教科用図書以外に教育活動の一環として使用する図書その他の材料で、有益適切と認められるものは、これを使用することができる。

2　前項の教材の選定にあたっては、保護者の経済的負担の軽減について、特に考慮しなけらばならない。

16条　教科書の発行されていない教科又は科目の主たる教材として生徒に図書を使用させるときは、校長は、あらかじめ県委員会の承認を受けなけらばならない。

2　学年又は学級の全員若しくは特定の集団全員に計画的、継続的に教材として教科書又は準教科書と併せて副読本、問題集、解説書その他これに類するものを使用させるときは、校長は、あらかじめ県委員会に届け出なけらばならない。

鳥取県立９条　学校の教育課程は、学習指導要領又は幼稚園教育要領及び教育委員会が別に定める基準に基づき、校長が編成する。この場合において、高等学校の課程においては、学年による教育課程の区分を設けないことができる。

2　校長は、前項の規定により教育課程を編成するときは、教育長の承認を受けなけらばならない。これを変更するときも、同様とする。

10条　校長は、学校が乗船実習その他の宿泊を伴う校外実習を実施するときは、あらかじめ、教育長に届け出なけらばならない。

11条　学校が行う修学旅行、水泳、登山等の校外行事は、教育委員会が別に定める基準に基づき、企画し、及び実施しなけらばならない。

2　校長は、前項の校外行事で宿泊を伴うものを実施するときは、あらかじめ、教育長に届け出なけらばならない。

12条　学校は、教育委員会が採択した教科書を使用しなけらばならない。

13条　学校は、前条の教科書以外の教材で教育上有益適切と認められるものについては、これを使用することができる。

14条　校長は、学校において第12条の教科書の発行されていない各教科に属する科目の主たる教材として使用する教科用図書を使用するときは、あらかじめ、教育長の承認を受けなけらばならない。

15条　校長は、学校が学年若しくは学級又は特定の集団の全員の教材として次に掲げるものを継続的に使用するときは、あらかじめ、教育長に届け出なけらばならない。

一　第12条の教科書又は準教科書と併せて使用する副読本、問題集、解説書その他の参考書

二　学習の過程又は休業日に使用する学習帳

市準則６条　学校の教育課程は、学習指導要領の定めるところにより、校長がこれを編成する。

2　校長は、翌年度において実施しようとする教育課程について、毎年３月末までに学年別に各教科、道徳及び特別活動の時間配当ならびに教育指導の重点を記載し、教育委員会の承認を得なけらばならない。

3　校長は、毎学年始めに児童会、生徒会、クラブ活動等児童生徒の特別活動の組織、指導教員および活動の大綱について教育委員会に報告しなけらばならない。

７条　学校が修学旅行、又は水泳、登山等の宿泊を伴う校外行事を実施しようとする場合には、校長は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなけらばならない。

2　前項の校外行事の実施基準は別に定める。

10条　学校は、文部大臣の検定を経た教科用図書又は文部大臣において著作権を有する教科用図書のうちから、教育委員会が採択した教科書を使用しなければならない。

11条　学校は、教育活動の一環として使用する教科書以外の図書及びその他の材料で教育上有益適切と認めたものはこれを使用することができる。

12条　学校が教科書の発行されていない教科の主たる教材として使用する教科用図書を学年又は学級で使用する場合には、校長は、その教材の実物１部を添えて使用１カ月前までに教育委員会の承認を得なけらばならない。

13条　学校が学年又は学級全員もしくは特定の集団全員の教材として計画的、継続的に次の各号に掲げるものを使用する場合には、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出なけらばならない。

一　副読本、問題集、練習帳、解説書その他の参考書

二　休業中に使用する各種の学習帳、練習帳、問題集、日記帳等

14条　学校は、教材の選定にあたっては、保護者の経済的負担の軽減について特に考慮しなけらばならない。

岡山県立２条　校長は、毎年１月末日までに翌年度において実施すべき教育課程について教育課程編成表を岡山県教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

2　校長は、前項の教育課程編成表を変更しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

3　校長は、毎年４月までに当該年度の日課表を教育委員会に報告しなければならない。

３条　校長は、毎年４月末日までに当該年度のホームルーム活動、生徒会活動、クラブ活動及び学校行事の実施について、特別活動実施届により教育委員会に報告しなければならない。

4条　学校の行う修学旅行、校外競技等の校外行事の実施は、教育委員会が別に定める基準によらなければならない。

2　校長は、宿泊を伴う校外行事の実施については、校外行事実施届によりあらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

5条　学校においては、文部大臣の検定を経た教科用図書又は文部省が著作の名義を有する教科用図書で教育委員会が採択したものを使用しなければならない。

2　前項の規定によって使用する教科書を選定したときは、校長は、別に定めるところにより教育委員会に報告しなければならない。

6条　学校は、前条に規定する教科書以外の教材について有益適切と認めた場合は、進んでこれを使用し、教育内容の充実を計らなければならない。

2　前項に規定する教材の使用に当たっては、保護者の経済的負担について特に考慮しなければならない。

7条　教科書の発行されていない教科若しくは科目、道徳又は特別活動の主たる教材として使用する図書については、校長は、あらかじめ教科書以外の教材使用承認申請書により教育委員会の承認を受けなければならない。

2　前項の承認を受けようとするときは、校長は、使用1箇月前までに教育委員会に申請しなければならない。

3　教育委員会は、前項の申請を受けた日から10日以内に承認するか否かを決定して校長に通知するものとする。

8条　学校において学級又は学年の全員若しくは特定の集団全員の教材として次の教科書以外の教材を計画的かつ継続的に使用しようとする場合は、校長は、あらかじめ教科書以外の教材使用届により教育委員会に届け出なければならない。

一　副読本その他の参考書

二　各種の学習帳、練習帳等

市基準5条　教育課程は、学習指導要領又は幼稚園教育要領に示された基準により校長が編成しなければならない。この場合において、各種学校における年間指導日（時）数は、次の各号に示す基準によらなければならない。

一　削除

二　各種学校における1日の指導時数は、4単位時間以上とし、修業年限が1年以上の場合にあっては年間指導日数は170日以上

2　前項の教育課程には、少なくとも学年別の各教科及び科目、道徳及び特別活動の時間配当並びに教育指導の重点を明確にしなければならない。

3　市町村教育委員会は、校長が第1項の規定により教育課程の編成をしたときは、当該教育課程について市町村教育委員会の承認を受けさせることとする定めを設けなければならない。

6条　学校が行う行事のうち、修学旅行、対外競技等の実施に当たっては、県教育委員会の定める基準によらなければならない。

2　市町村教育委員会は、学校が前項の行事を行う場合必要と認めるものにつ

いては、あらかじめ市町村教育委員会に届け出させ、又は市町村教育委員会の承認を受けさせることとする定を設けなければならない。

7条　学校が、文部大臣の検定を経た教科用図書及び文部省が著作の名義を有する教科用図書以外のものを教材として使用する場合は、次に該等するものを選定しなければならない。

一　教育上有益適切なもの

二　保護者に過重な経費負担を課さないもの

8条　市町村教育委員会は、学校が教科書の発行されていない教科若しくは科目、道徳又は特別活動の主たる教材として使用する図書については、あらかじめ市町村教育委員会の承認を受けさせることとする定を設けなければならない。

9条　市町村教育委員会は、学校が学級又は学年の全員若しくは特定の集団全員の教材として、次の教科書以外の教材を使用する場合は、あらかじめ市町村教育委員会に届け出させることとする定を設けなければならない。（各号県立8条各号と同じ）

島根県立8条　教育課程及び授業日時数は、高等学校学習指導要領並びに教育委員会が定める専門科目の標準単位数を基準として、校長がこれを定める。

2　前項の場合において、類型の設定、教科、科目及び単位数の決定並びにこれらの変更については、あらかじめ教育課程承認申請書により教育委員会の承認を受けなければならない。

9条　校外における教育活動を実施するに当たっては、特にその安全、経費及び教育的効果を考慮して行うものとし、その実施が島根県の区域外である場合においては、校長は、あらかじめ校外教育活動実施届により教育委員会に届け出なければならない。ただし、その実施が外国である場合においては、あらかじめ教育委員会と協議するものとする。

2　漁業乗船実習等航海を要するものについては、前項の規定にかかわらず、校長は、その年度における計画を作成し、あらかじめ航海年間計画承認申請書により教育委員会の承認を受け、その実施に当たっては、あらかじめ航海実施届により教育委員会に届け出なければならない。

3　修学旅行については、前2項の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

13条　教科書は、校長の意見を聞いて、教育委員会が採択する。

14条　教科書以外の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。

2　前項に規定する教材とは、学校が教育活動の一環として使用する教科書以外の図書その他の教材をいう。

3　学校は、教材の選定にあたっては、保護者の経済的負担について考慮しなければならない。

15条　教科書の発行されていない教科又は科目の主たる教材として使用する教科用図書を使用する場合は、校長は、あらかじめ準教科書使用承認申請書により教育委員会の承認を受けなければならない。

2　前項の場合において、教育委員会が必要とするときは、校長は、承認を受けようとする教材の実物を提出しなければならない。

16条　次の各号に掲げる教材を、学年又は学級その他集団全員の教材として、計画的、継続的に使用する場合は、あらかじめ教材使用届により教育委員会に届け出なければならない。

一　教科書又は準教科書とあわせて使用する副読本、解説書その他の参考書

二　学習の過程並びに休業中に使用する各種の学習帳及び練習帳の類

市準則6条　校長は、学習指導要領並びに島根県教育委員会及び教育委員会の定める基準により教育課程を編成するものとする。

2　校長は、毎年4月末日までに、当該年度の教育課程に関する届出書及び前年度の教育課程実施状況報告書を教育委員会に提出しなければならない。

7条　校長は、複式学級、合科学習又は特殊学級について特別の教育課程を編成しようとする場合は、あらかじめ複式学級教育課程に関する届出書、合科学習教育課程に関する届出書及び特殊学級教育課程に関する届出書により教育委員会に届け出なければならない。

8条　校外において教育課程に基づく教育活動を実施するに当たっては、周到な計画を立て、特に児童又は生徒の保健及び安全のため適切な措置を講じ、教育効果をあげることに努めなければならない。

2　校長は、教育課程に基づく教育活動を、○○市（町村）の区域外で実施しようとする日の5日前までに、校外教育活動実施届を教育委員会に提出しなければならない。

3　校長は、教育課程に基づく教育活動で宿泊を要するものについては、実施しようとする日の2週間前までに、校外教育活動実施承認申請書を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

4　前項の場合において、宿泊施設及び弁当調製所を利用する場合は、利用しようとする日の1月前までに宿泊施設及び弁当調製所の食品衛生管理について都道府県衛生部長あて、文書により依頼しておかなければならない。

5　第3項の場合において、宿泊施設を利用する場合は、利用しようとする日の2週間前までに、宿泊施設の防火管理等について所轄消防署長あて、文書により依頼し、その状況を確認しておかなければならない。

6　第3項の場合において、学校を管轄する警察署以外の警察署管内で実施する場合は、実施しようとする日の2週間前までに、宿泊場所における生徒指導上での協力方について所轄警察署長あて、文書により依頼しておかなければならない。

9条　修学旅行を計画するについては、児童又は生徒の安全の確保と、保護者の経済的負担を考慮するものとし、旅行の実施に当たっては特に秩序を保ち、規律のある行動をするよう指導しなければならない。

2　修学旅行は、実施学年に在籍する児童又は生徒のうち、病弱者などやむを得ない事情のある者を除き全員が参加するものとする。

3　修学旅行日数は、中学校は3泊4日以内、小学校は1泊2日以内とし、へ

き地指定校又はこれに準ずる学校についてはそれらの旅行日数を延長することができる。ただし、中学校の船車中泊は、帰路１回とする。

4　校長は、修学旅行の１月前までに、利用しようとする宿泊施設及び弁当調製所の食品衛生管理について都道府県衛生部長あて、文書により依頼しておかなければならない。

5　校長は、修学旅行の２週間前までに、利用しようとする宿泊施設の防火管理等について所轄消防署長あて、文書により依頼し、その状況を確認しておかなければならない。

6　校長は、修学旅行の２週間前までに、利用しようとする宿泊施設及び主たる見学地における生徒指導上の配慮事項について所轄警察署長あて、文書により依頼し、その状況を確認しておかなければならない。

7　校長は、修学旅行を実施しようとするときは、実施１月前に修学旅行実施承認申請書を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

8　校長は、修学旅行が終了したときは、速やかに修学旅行終了報告書を教育委員会に提出しなければならない。

21条　学校においては、教育委員会が採択した教科用図書を使用しなければならない。

2　前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものはこれを使用することができる。ただし、その選定に当たっては、保護者の経済的負担が過重にならないように考慮しなければならない。

22条　校長は、教科用図書が発行されていない教科の主たる教材として使用する図書又は道徳用図書を使用する場合は、使用する日の１月前までに準教科書使用承認申請書を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

23条　校長は、学年若しくは学級の全員又は特定の集団全員の教材として計画的、かつ継続的に次の各号に掲げるものを使用する場合は、あらかじめ教材使用届により教育委員会に届け出なければならない。（各号　県立16条各号と同義）

広島県立５条　学校は、教育活動の一環として使用する教科書以外の図書その他の材料で有益適切と認めるものについては、進んでこれを効果的に使用し、教育内容の充実をはかるものとする。

６条　学校は、教材の選定に当たっては、保護者の経済的負担が過重にならないよう考慮しなければならない。

７条　学校において教科書の発行されていない教科又は科目の主たる教材として教科用図書を使用しようとするとき、又は道徳の教材として図書を計画的かつ継続的に使用しようとするときは、校長は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

2　校長は、前項の承認を受けようとするときは、教育委員会が特に認める場合のほか、承認申請書に当該教材の見本を添えて、使用しようとする日の30日前までに教育委員会に提出しなければならない。

８条　学校において次の各号に掲げる教材を計画的かつ継続的に使用しようとす

るときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

一　副読本、解説書、資料集その他参考書の類

二　各種のワークブック

2　前条第２項の規定は、前項の届出をする場合に準用する。この場合において「承認を受けようとする」とあるのは「届出をする」と、「承認申請書」とあるのは「届出書」と読み替えるものとする。

9条　学校は、教育活動の一環として行う行事については、周到な計画のもとに実施し、特に児童及び生徒の保健及び安全のため適切な措置を講じ、教育的効果をあげることに努めなければならない。

2　学校行事の実施に当たっては、保護者の経済的負担が過重にならないよう考慮しなければならない。

3　学校行事のうち、修学旅行、現場実習及びこれらに類するもので宿泊を要し、かつ、その実施場所が広島県の区域内にあるものについては、校長は、実施しようとする日の10日前までに教育委員会に届け出なければならない。

4　前項の学校行事で宿泊を要し、かつ、その実施場所が広島県の区域外にわたるもの並びに水泳、野外活動及びこれらに類するもので宿泊を要するものについては、校長は、実施しようとする日の２週間前までに教育委員会に承認願を提出し、その承認を受けなければならない。

市準則20条　小・中学校においては、学習指導要領並びに教育委員会の定める基準により具体的な教育課程を編成するものとする。

2　校長は、毎学年、教育課程の授業時数を定める場合は、別記様式第14号の２による承認願を教育委員会に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。授業時数の変更についてもまた同様とする。

20条の２　省令第25条の２及び第73条の13の規定により特別の教育課程を編成しようとする場合校長は、別記様式第14号の３による承認願を教育委員会に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

21条　（県立９条と同義）

2　（県立９条２と同義）

3　校長は、学校行事等で宿泊を要するものについては、実施しようとする日の10日前までに、別記様式第15号による承認願を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

4　校長は、遠足、水泳その他校外での教育活動で宿泊を要しないものについては、実施しようとする日の５日前までに別記様式第16号による届出書により教育委員会に届け出なければならない。

23条　（県立５条と同義）

24条　（県立６条と同義）

25条　（県立７条と同義）

2　（県立７条２と同じ）

26条　小中学校において次の各号に掲げる教材を○○日以上にわたって計画的かつ継続的に使用しようとするときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け

出なければならない。(各号　県立８条各号と同じ)

2　前条第２項の規定は、前項の届出をする場合に準用する。この場合において「承認を受けようとする」とあるのは「届出をする」と「承認申請書」とあるのは「届出書」と「30日」とあるのは「７日」と読み替えるものとする。

山口県立４条　校長は、学習指導要領の基準及び教育委員会の定める方針に基づき、教育指導計画を作成するものとする。

５条　校長は、翌年度に実施しようとする教育課程を編成し、別記第１号様式により年度末までに教育委員会に届け出るものとする。

2　校長は、前項の教育課程の実施状況を別記第２号様式によりその年度の終了後、すみやかに教育委員会に報告するものとする。

７条　学校が教育活動の一環として実施する修学旅行、対外試合、水泳、キャンプその他の校外行事については、教育委員会の定める基準又は方針に基づき、行うものとする。

９条　学校が、教科書の発行されていない教科又は科目の主たる教材として、生徒又は児童に使用させる教科用図書については、別記第４号様式によりあらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

10条　学校が教材として計画的かつ継続的に次の各号に掲げるものを生徒又は児童に使用させる場合には、別記第５号様式によりあらかじめ教育委員会に届け出るものとする。

一　特別活動において使用する図書

二　教科書又は準教科書と併せて使用する副読本、解説書、その他の参考図書

三　学習の過程において使用する各種の学習帳又は日記帳の類

市準則２条　校長は、学習指導要領の基準並びに○○市（町村）教育委員会の定める方針に基づき、教育指導計画を作成するものとする。

３条　校長は、毎年度始めに、その年度に実施すべき教育指導計画を教育委員会に届け出なければならない。

2　前項の教育指導計画には、少なくとも教育指導の重点並びに教科、道徳及び特別活動の時間配当を学年別に記載するものとする。

3　特別活動については、別に組織、指導教員及び活動の大綱等を記載するものとする。

８条　(県立７条と同義)

10条　(県立９条と同義)

11条　(県立10条と同義)

一　教科以外の活動において使用する図書

二・三　(県立10条二・三と同じ)

香川県立５条　高等学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程は、法令に定めるもののほか、それぞれ高等学校学習指導要領並びに盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領及び盲学校、聾学校高等部学習指導要領並びに教育委員会の定めるところにより、学年の当初に、校長が編成する。

2　（略）

3　校長は、第１項の教育課程を編成するに当たっては、次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一　高等学校

イ　教科及び科目の名称並びにその単位数

ロ　特別活動の実施計画の概要

二　（略）

4　（略）

6条　校長は、教育長の定めるところにより、教育方針及び教育課程を、学年開始後速やかに、教育長に届け出なければならない。

2　前項の規定は、教育課程を変更した場合について準用する。この場合において、同項中「学年開始後速やかに」とあるのは、「変更後速やかに」と読み替えるものとする。

7条　校長は、学年の当初に、教育方針及び教育課程に基づいて生活指導の計画を作成し、教育長の定めるところにより、生活指導の組織及び実施計画の大綱を、学年開始後１箇月以内に、教育長に届け出なければならない。

2　前項の規定は、生活指導の組織又は実施計画を変更した場合について準用する。この場合において、同項中「学年開始後１箇月以内に」とあるのは「変更後速やかに」と読み替えるものとする。

8条　学校における教育活動の一環として行われる修学旅行、対外試合その他の校外行事は、別に定める基準により企画され、かつ、実施されなければならない。

2　校長は、学校において、修学旅行、実習又は登山その他危険を伴う校外行事のため、児童、生徒又は幼児を県外に派遣しようとする場合は、あらかじめ、第２号様式による児童等県外派遣承認申請書により、教育長の承認を受けなければならない。

10条　学校において、教科書以外の図書その他の教材を選定するに当たっては、次の各号に掲げる事項を特に考慮しなければならない。

一　教育上有益適切であること

二　保護者の経済的負担を過重ならしめないこと

2　学校において、使用することに決定し、購入させた教材については、これを効果的に使用するように努めなければならない。

11条　校長は、その学校において、教科書の発行されていない教科若しくは科目、道徳又は特別活動の主たる教材として、教科書以外の図書を使用しようとするときは、あらかじめ、教育長の承認を受けなければならない。

2　校長は、その学校において、次の各号の一に掲げる教材を計画的、かつ、継続的に使用しようとするときは、あらかじめ、教育長に届け出なければならない。

一　副読本、解説書、資料集その他の参考書又はこれらに準ずるもの

二　問題集、学習帳、練習帳、日記帳又はこれらに準ずるもの

3　第１項の規定による承認を受けようとするときは第３号様式による教材使用承認申請書を、前項の規定による届出をしようとするときは第３号様式の２による教材使用届出書を、それぞれの教材の見本を添えて提出しなければならない。

市準則４条　小学校及び中学校の教育課程は、法令に定めるもののほか、それぞれ小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領並びに○○○教育委員会の定めるところにより、学年の当初に、校長が編成する。

2　（略）

3　校長は、第１項の教育課程を編成するに当たっては、学年別に、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一　教科の名称及び授業時数

二　道徳の授業時数

三　特別活動の実施計画の概要

4　（略）

5条　（県立６条と同義）

2　（県立６条２と同義）

6条　（県立７条の生活→生徒　他は同じ）

2　（県立７条２の生活→生徒　他は同じ）

7条　（県立８条と同じ）

2　校長は、学校において、県外修学旅行を行おうとする場合又は児童生徒若しくは幼児を県外に派遣しようとする場合において、その期間が２日以上にわたるときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を具して教育長の承認を受けなければならない。ただし、児童等を県外に派遣しようとする場合は、次の第５号及び第６号に掲げる事項を除くものとする。

一　目的

二　旅行地（派遣先）及び日程

三　費用

四　参加児童等の数、学年及び性別

五　参加児童等の数の在籍者の数に対する比率

六　不参加児童等の取扱い

七　引率者の職名及び氏名

9条　（県立10条と同じ　各号も同じ）

2　（県立10条２と同じ）

10条　（県立11条と同義）

2　（県立11条２と同じ）（各号不明）

11条　前条の規定による承認の申請又は届出は、第２号様式による承認申請書又は届出書に、その教材の見本を添えてしなければならない。ただし、教育長が特に認めた場合は、教材の見本を添えないことができる。

徳島県立９条　教育課程は、校長の定める当該高等学校の教育指導計画に基づいて編成し、展開するものとする。

2　前項の教育指導計画は、学習指導要領の基準に従い、少なくとも学年別教科科目、特別活動の時間配当並びに計画の編成方針を含むものでなければならない。

3　前項の学習指導要領の基準のうち、設置者が定める基準については、別に定める。

4　校長は、翌年度において実施すべき計画を、毎年6月末日までに委員会に提出しなければならない。

10条　校長は、高等学校における修学旅行、対外試合、水泳キャンプその他の校外行事又は休業中の行事について、その実施地が県外の場合においては委員会の承認を受け、県内の場合においては届け出なければならない。

11条　校長は、毎年度5月末日までに、その年度の特別活動の組織及び活動の大綱並びに指導教員等を、委員会に報告しなければならない。

12条　教科書は、委員会が採択したものを使用しなければならない。

13条　高等学校は、生徒に使用させる教材について、保護者の経済的負担の軽減を考慮して、有益適切なものを選定しなければならない。

14条　高等学校において、文部大臣の検定を経た教科用図書又は文部大臣において著作権を有する教科用図書のない場合に、他の教科用図書を使用しようとするときは、校長は、委員会の承認を受けなければならない。

15条　高等学校において学級の生徒全部に対し、教材として副読本、学習帳を使用させる場合は、校長は、あらかじめ委員会に届け出なければならない。

市準則2条　校長は毎年度学習指導要領の基準により、当該学校における教育課程を編成しこれを学年始めに○○市（町村）教育委員会に届け出なければならない。

3条　校長は学校における修学旅行、対外試合、水泳、キャンプその他の校外行事で、その実施地が県外の場合又は宿泊を要する場合は、あらかじめ委員会の承認を受け、その実施地が県内の場合又は宿泊を要しない場合は、委員会に届け出なければならない。

4条　（県立13条と同義）

5条　学校が文部大臣の検定を経た教科用図書又は文部大臣が著作権を有する教科用図書のない場合に使用する教科用図書を使用しようとするときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。

2　前項の承認申請は使用1月前までに、校長から委員会に対し別記第1号様式により行わなければならない。

6条　学校において学年又は学級の児童、生徒全部に対し教材として次のものを使用する場合はあらかじめ校長は委員会に届け出るものとする。

一　教科書又は準教科書とあわせて使用する副読本、解説書、その他参考書

二　学習の課程（ママ）ならびに休業中に使用する各種の学習書（ママ）、練習帳、日記帳

2　前項の届出は使用20日前までに校長から委員会に対し別記第2号様式により行わなければならない。

7条　学校は、フィルム、スライド、テープ及び実験器具等の教材教具で高価な

ものについては、学校間の共同利用に努めなければならない。

愛媛県立10条　学校の教育課程は、別に定める基準により校長が編成する。

11条　校長は、その学年に実施する教育課程について、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。

12条　校長は、毎学年に学校要覧を作成し、５月31日までに愛媛県教育委員会に届け出るものとする。

2　前項の規定による学校要覧に記載する事項は、おおむね次のとおりとする。（各号　略）

13条　学校が対外運動競技及びその他異例の行事を実施しようとするときは、校長は、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。

2　修学旅行及び対外運動競技の実施要領は、別に定めるところによる。

14条　学校が、文部大臣の検定を経た教科用図書及び文部大臣において著作権を有する教科用図書以外の教材を使用するときは、次の各号に該等するものでなければならない。

一　教育上有益適切なもの

二　保護者に過重な経費負担とならないもの

15条　学校が、教科書の発行されていない教科又は科目の主たる教材として使用する教科用図書を使用する場合は、委員会の承認を受けなければならない。

16条　学校が次にかかげる教材を使用する場合は、委員会に届け出なければならない。

一　教科書又は準教科書とあわせて使用する副読本の類

二　学習の過程並びに休業中に使用する各種の学習帳、練習帳の類

17条　学校の使用する教材について、委員会が、特に必要と認めるときは、前２条の規定にかかわらず承認を受け、又は届け出るよう措置することができる。

18条　第15条及び第16条の規定により承認を受け又は届け出るときは、次の各号によらなければならない。

一　承認を受けなければならないものは、使用30日前までに、様式第１号により願い出ること。

二　届け出なければならないものは、使用14日前までに、様式第２号により届け出ること。

市基準４条　小学校、中学校及び幼稚園の教育課程については、それぞれ、学校教育法施行規則第25条、第54条の２及び第76条の規定に基づく小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び幼稚園教育要領により編成するものとする。

2　委員会は、前項に規定する編成を、校長に行わせることができるものとする。

3　教育課程の編成を、校長が行うこととするときは、毎学年の始めに、あらかじめ委員会の承認を受ける定めを設けるものとする。

５条　委員会は、修学旅行及び対外運動競技の実施について、必要な基準を定めるものとする。

2　学校が、対外運動競技及び異例の行事を行うときは、あらかじめ委員会の

承認を受ける定めを設けるものとする。

6条　（県立14条と同義）（各号は同じ）

7条　（県立15条と同義）

8条　（県立16条と同義）（各号も同義）

9条　（県立17条と同義）

10条　委員会は、第7条及び第8条の規定により、学校が承認を受け又は届け出る教材の手続きについて、必要な定めを設けるものとする。

高知県立2条　校長は、毎学年の始めに教育方針、教育計画の大要その他学校の管理運営に関する事項等を記載した学校要覧を作成し、5月31日までに、教育委員会に提出しなければならない。

3条　学校の行う修学旅行等は、その旅行先が県外又は外国である場合は教育委員会の承認を受け、その旅行先が県内で宿泊を伴う場合は教育委員会に届け出なければならない。

2　対外競技その他については、別に定める。

4条　学校が教材として使用する準教科書、副読本などの教科用図書及び学級又は学年の全部の生徒に使用させる学習帳は、あらかじめ、教育委員会に届け出なければならない。

市基準4条　教育課程は、学習指導要領の定める基準により、学年別に各教科、道徳及び特別活動によって校長が編成し、毎学年の始めに教育委員会に報告するものとする。

5条　（県立3条と同義　外国を除く）

2　対外競技その他については、教育委員会が基準を定めるものとする。

6条　（県立4条と同義）

福岡県立2条　学校の教育指導計画は、学習指導要領の基準及び次項に定めるところにより、校長がこれを編成する。

2　学校の教育指導計画は、その実施を担当する各教員の授業を原則として週6日間に割り振り編成しなければならない。

3条　校長は、毎年度当初において、当該年度に実施すべき教育指導計画について、遅滞なく福岡県教育委員会の承認を得なければならない。

2　前項の規定により校長が教育指導計画の承認を得ようとするときは、教育指導の重点を記載した書類並びに各教科・科目及び特別活動についての学年別時間配当表、学級別週時間配当表及び教員の担当する週時間配当表を教育委員会に提出しなければならない。

3　（略）

4条　校長は、承認を得た教育指導計画を変更しようとするときは、別に教育長が定める場合を除き、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

5条　学校における教育活動の一環として修学旅行、対外試合、水泳、キャンプ、その他の校外行事を実施する場合は別に定める基準によるものとする。

2　前項に定める行事が宿泊を伴い、かつ、その実施地が県の区域外にあるときは、校長はあらかじめ教育委員会の承認を得るものとする。

6条　この規則で「教材」とは次に掲げるものをいう。

一　文部大臣の検定を経た教科用図書及び文部大臣において著作権を有する教科用図書

二　教科書の発行されていない教科又は科目のために使用する教科用図書

三　前2号に掲げるもの以外で、学校の教育活動のために使用する出版物又は印刷物

7条　教科書の採択は、校長の意見をきいて教育委員会が行う。

2　教科書以外の教材の選定は別に定める基準により校長が行う。

8条　学校が、準教科書を使用する場合は、あらかじめ教育委員会の承認を得るものとする。

9条　学校が、学年又は学級若しくは、これに準ずる集団全員に対し教科書及び準教科書以外の教材として計画的、継続的に、次に掲げるものを使用する場合は、あらかじめ教育委員会に届け出るものとする。

一　教科書又は準教科書とあわせて使用する副読本、解説書、その他の参考図書

二　学習の過程及び休業中に使用する各種の学習帳、練習帳又は日記帳の類

市基準4条　学校の教育指導計画は、学習指導要領の基準に基づいて編成するものとする。

2　前項の教育指導計画には、各教科、道徳及び特別教育活動の学年別時間配当並びに学校行事等及び教育指導の重点を記載するものとする。

5条　学校において、学年又は学級若しくはこれに準ずる集団全員に対する教科用図書以外の教材として、次に掲げるものを使用する場合は、あらかじめ市町村教育委員会の承認を受けさせ、又は市町村教育委員会に届け出させるものとする。

一　教科用図書の発行されていない教科のために主たる教材として使用する図書

二　（県立9条一と同義）

三　（県立9条二と同義）

6条　学校における教育活動の一環としての修学旅行、対外試合、その他の学校行事については県教育委員会の別に定める基準により実施させるものとする。

2　前項の学校行事の実施については、あらかじめ市町村教育委員会の承認を受けさせ、又は市町村教育委員会に届け出させるものとする。

佐賀県立28条　校長は、学年の初めに、少なくとも次に掲げる事項について、教育計画を作成し、すみやかに、教育委員会に報告しなければならない。

一　その年度の教育目標

二　学習指導、生徒指導等の大綱

三　教科および学級を担任する職員ならびに特別教育活動を指導する職員

四　学校行事

2　校長は、次学年度において実施しようとする教育課程について、教育委員

会の承認を受けなければならない。

3　前項の教育課程の承認申請は、毎年７月末日までに、しなければならない。

31条　校長は、修学旅行、実習旅行、対外競技その他の校外行事を行うに際して、宿泊を必要とする場合にはあらかじめ教育委員会の承認を受け、その他の場合にはあらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

2　修学旅行および対外競技は、別に定める基準により実施しなければならない。

37条　この章で「教材」とは、学校が教育活動のために使用する教科書以外の図書その他の材料をいう。

38条　学校は、フィルム、スライドおよびテープ等の視聴覚教材その他これに類するもので、高価な教材については共同利用に努めなければならない。

39条　学校は、教材の選定にあたっては、保護者の経済的負担の軽減について、特に考慮しなければならない。

40条　教科書が発行されていない教科または科目の主たる教材として使用する教科用図書については、校長は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

41条　次に掲げる教材を使用しようとする場合には、校長は、あらかじめ、教育委員会に届け出なければならない。

一　副読本の類

二　休業中に使用させる夏休帳、冬休帳の類

三　学習の過程において使用させる練習帳の類

市準則18条　（県立28条と同じ　ただし、２・３項なし）

一　（県立28条一と同じ）

二　学年別教科および教科以外の活動もしくは特別教育活動の時間配当

三　（県立28条二と同義）

四　（県立28条三と同義）

五　（県立28条四と同じ）

21条　修学旅行、対外競技、水泳、キャンプその他の校外行事を行う場合には、校長は、別に定める基準により実施しなければならない。

2　前項の行事の実施にあたって、宿泊を必要とする場合には、校長は、あらかじめ、教育委員会の承認を受け、その他の場合には、教育委員会に届け出なければならない。

27条　この章で「教材」とは、学校が教育活動のために使用する図書その他の材料をいう。

28条　（県立38条と同じ）

29条　（県立39条と同じ）

30条　（県立40条と同じ）

31条　（県立41条と同じ）

長崎県立５条　学校の教育課程は、学習指導要領及び幼稚園教育要領により、校長が編成する。

2　前項の教育課程は、少なくとも学年別教科等の時間配当及び指導計画の要項を示すものでなければならない。

6条　校長は、前条の規定により編成した教育課程を、あらかじめ、教育長に届け出なければならない。

8条　修学旅行、現場実習、校外学習、野外活動、水泳及び体育その他の対外的諸活動の校外活動は、別に定める基準によらなければならない。

2　校長は、前項に定める活動の実施に当たっては、次の表に定める区分に従い、あらかじめ、教育長に届出、又は教育長の承認を得なければならない。（表中　承認を要する校外活動　修学旅行、届出を要する校外活動　略）

10条　校長は、施行規則第58条及び第73条の12第２項に規定する他の適切な教科用図書を使用するとき又は道徳の教材として図書を使用するときは、教科用図書採択願又は教材使用承認願により、あらかじめ、教育長の承認を受けなければならない。

11条　校長は、学校において児童及び生徒が使用する教科用図書以外の図書その他の教材の選定に当たっては、保護者の経済的負担について、じゅうぶん考慮しなければならない。

2　校長は、児童及び生徒が教科用図書に準じて使用する図書又は練習帳の類がある場合は、補助教材使用届により、あらかじめ、教育長に届出なければならない。

市準則４条　学校の教育課程は、学校教育法施行規則第25条及び第54条の２の規定によるもののほか、県教育委員会及び市、町、村委員会の定める基準により校長が編成する。

2　（県立５条２と同義）

5条　校長は、前条の規定により教育課程を編成したときは、あらかじめ市、町、村委員会に届け出なければならない。

2　前項の教育課程を変更する場合も、同様とする。

3　校長は、当該学年終了後翌年度４月中に、その実施概況を市、町、村委員会に報告しなければならない。

6条　修学旅行、野外旅行（ママ）、水泳、体育その他の対外的諸活動等の校外行事は、県委員会及び市、町、村委員会の定める基準によらなければならない。

2　校長は、前項に定める行事の実施に当たっては、別表第１に掲げる区分に従い、あらかじめ市、町、村委員会に届け出又は市、町、村委員会の承認を受けなければならない。（別表１　承認を要する行事

一　修学旅行及び野外旅行

二　県外における活動

三　宿泊を要する活動

四　校外における水泳訓練）

3　校長は、前項の承認を要する行事を実施したときは、終了後すみやかにその実施状況を市、町、村委員会に報告しなければならない。

10条　学校は、教育上有益かつ適切と認めた教材については、進んでこれを使用

し、教育内容の充実を図るものとする。

2　学校は、教材の選定にあたっては、保護者の経済的負担について特に考慮しなければならない。

11条　校長は、別表第2に掲げる教材を使用しようとするときは、同表に掲げる区分にしたがい、あらかじめ市、町、村委員会に届け出又は市、町、村委員会の承認を受けなければならない。

（別表2　承認を要する教材　一　準教科書　二　道徳の教材として使用する副読本）

2　前項の届出書又は承認申請書には、次の各号に掲げる事項を記載し、使用しようとする日の1箇月前までに当該教材を添えて提出しなければならない。

（各号　略）

大分県立3条　学校の教育課程は、学習指導要領又は幼稚園教育要領及び教育委員会が定める基準により校長が編成する。

2　校長は、特別の事情により、各教科・科目の学年固定を変更し、又は単位数を減ずる場合は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

3　校長は、専門教育に関する科目を履修することによって、すべての生徒に履修させる科目の履修に替える場合は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

4　校長は、4月末日までに、その年度に実施する教育課程について、次の表の上欄に掲げる学校又は部の種類に応じ、同表下欄に掲げる事項を教育委員会に届け出なければならない。（表　略）

4条　校長は、学校における教育活動の一環として実施する修学旅行、校外（ママ）試合、水泳、キャンプその他の校外行事については、別に定めるところにより企画し、実施しなければならない。

2　校長は、前項に規定する行事のうち修学旅行については、10日前までに、次の事項について、教育委員会の承認を受けなければならない。（各号　略）

3　校長は、第1項に規定する行事のうち修学旅行以外の行事については、実施地が県外の場合で3日以上、県内の場合で5日以上にわたるときは、前項第1号から第5号までに規定する事項について、あらかじめ文書をもって教育委員会に届け出なければならない。

8条　学校の教科用図書は、文部大臣の検定を経た教科用図書又は文部大臣が著作権を有する教科用図書で校長が選定し、教育委員会で採択したものを使用しなければならない。

9条　学校において、教科書の発行されていない教科又は科目の主たる教材として使用する教科用図書を使用しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

2　校長は、前項の承認を受けようとするときは、使用開始の1月前までに、承認申請書を教育委員会に提出しなければならない。

10条　学校が教育計画に基づいて、学年又は学級の児童・生徒全員に、教科書又

は準教科書とあわせて使用する副読本、解説書その他の参考書を継続的に使用させる場合は、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

市準則３条　学校の教育課程は、学習指導要領の基準により校長が編成する。

２　校長は、学年始めにその年度に実施する教育課程について、左の事項を具して教育委員会に届出なければならない。

一　教育目標

二　学年別教科科目、道徳及び特別活動又は教科以外の活動の時間配当

三　学習指導計画及び生活指導計画の大綱

４条　学校における教育活動の一環として実施する修学旅行、対外試合、水泳、キャンプその他の校外行事については、別に定める基準により企画し、実施しなければならない。

２　前項に定める行事の実施に当たっては、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出るものとする。

９条　学校は、有益適切と認めた教材については、進んでこれを使用して教育内容の充実を計らなければならない。

２　前項の教材の選定に当たっては、保護者の経済的負担の軽減について特に考慮しなければならない。

10条　（県立８条と同義）

11条　学校において、教科書の発行されていない教科の主たる教材として使用する教科用図書を使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を経るものとする。

12条　学校が教育計画に基づいて学年又は学級の児童生徒全員に対して、次のものを継続的に使用させる場合は、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出るものとする。

一　教科書又は準教科書とあわせて使用する副読本、解説書その他の参考書

二　学習の課程（ママ）並びに休業中に使用する各種の学習帳、練習帳、日記帳等

２　前項の届出は、使用20日前までに校長が行うものとする。

熊本県立６条　学校の教育課程は、学習指導要領及び委員会の定める基準により、校長がこれを編制（ママ）し、あらかじめ委員会に届け出なければならない。届け出た教育課程の変更についても、また同様とする。

７条　学校における教育活動の一環として実施する修学旅行、対外試合、水泳、キャンプその他の校外行事については、校長は、別に定める基準により企画し、実施するものとする。

２　前項に定める行事に当たっては、校長は、実施地が県外にあるときは、委員会の承認を得なければならない。

３　第１項に定めるものを除く外、重要又は異例に属する行事を実施する場合は、校長は、その計画内容を実施１週間前までに委員会に届け出なければならない。

８条　学校が教科書以外の図書で教科書に準じて使用する教科用図書について

は、校長は、委員会の承認を得なければならない。

2　学校が教育活動の一環として継続的且つ計画的に教科書の補充用として使用する教科用図書については、校長は、あらかじめ委員会に届け出なければならない。

9条　学校が生徒、児童に購入使用させる教具及び教材を選定するに当たっては、保護者の経済的負担について特に考慮を払わなければならない。

市準則6条　学校の教育課程は、学習指導要領及び委員会の定める基準により、校長がこれを編制（ママ）し、あらかじめ委員会に届け出なければならない。

7条　（県立7条と同じ）

2　前項に定める行事に当たっては、実施地が県外にあるとき又は実施日数が2日をこえるときは、校長は委員会の承認を得なければならない。

3　（県立7条3と同じ）

8条　（県立8条と同じ）

2　（県立8条2と同じ）

9条　（県立9条と同義）

宮崎県立7条　教育課程は、この規則に定めるもののほか、文部大臣が公示する学習指導要領及び教育委員会が別に定める基準により、校長がこれを編成する。

2　校長は前項の規定により編成した教育課程を届け書（ママ）により、4月10日までに教育長に届け出なければならない。

8条　修学旅行を行う場合は、次の基準によるものとし、校長は、申請書により、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。

一　回数については、在学中1回限りとする。

二　日程については、6泊7日以内とする。

三　経費については、保護者の経済的負担が過重にならないようにする。

2　盲学校、聾学校及び養護学校については、前項第1号によらないことができる。

9条　教育活動の一環として学校が行う校外行事のうち、野外で宿泊を要するときは、届け書により、あらかじめ教育長に届け出なければならない。

10条　教科書の発行されていない教科又は科目の主たる教材として、教科用図書を使用するときは、校長は、申請書により、教育長の承認を受けなければならない。

2　学年若しくは学級の全員又は一部に対し、次のものを教材として継続的に使用させるときは、校長は、その教材を届け書により、あらかじめ教育長に届け出なければならない。

一　副読本、解説書又は参考書の類

二　休業日に使用する学習帳、練習帳又は日記帳の類

3　前項に規定する教材の選定については、その教育的価値及び保護者の経済的負担について、特に考慮を払わなければならない。

市準則6条　校長は、年度初めに編成した教育課程を4月10日までに教育委員会に届け出るものとする。

7条　修学旅行を行う場合は、次の基準によるものとし、校長は、申請書により、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

一　（県立8条一と同じ）

二　日程については、小学校にあっては1泊2日、中学校にあっては3泊4日とする。

三　（県立8条三と同じ）

8条　教育活動の一環として学校が行う校外行事のうち、全1日を要するものについては、校長は、届書により、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。また、宿泊を要するものについては、申請書により、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

9条　校長は、教科書以外の教材の選定に当たっては、教育的価値及び保護者の経済的負担について、特に考慮しなければならない。

10条　校長は、児童又は生徒に対し、計画的かつ継続的に次のものを教材として使用させるときは、申請書により、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。ただし、宮崎県教育委員会が教材の作成について校閲し、若しくは援助を与え、又は使用について推薦したものについては、その届書の提出をもって承認に代えることができる。

一　教科書の発行されていない教科等で教科書に準じて使用する図書の類

二　教科書と併用する副読本又は解説書若しくは参考書の類

三　（県立10条2二と同義）

2　教育委員会は、学校が使用する前項に規定する以外の教材について、必要があると認めるときは、その使用を停止することができる。

鹿児島県立26条　学校における教育活動の一環として実施する修学旅行、対外試合、水泳その他の校外行事については、教育委員会の定める基準により、校長が定める。

2　前項に規定する行事の実施に当たっては、校長は、宿泊を要する修学旅行にあっては実施期日の20日前まで、県外における対外試合その他宿泊を要する行事にあっては10日前までに、申請書をもって教育長の承認を受けなければならない。

市準則40条　教育課程は、学習指導要領の基準により、校長が定める。

2　校長は、翌学年度における学習指導、生活指導等の大綱並びに各教科及び、教科以外の活動の時間配当を定め、学年度末までに教育委員会に報告しなければならない。

51条　小学校における教育活動の一環として実施する修学旅行、水泳その他の校外行事については、教育委員会の定める基準により、校長が定める。

2　前項に規定する行事の実施に当たっては、校長は、修学旅行にあっては実施期日の10日前まで、その他の行事にあっては5日前までに申請書をもって教育長の承認を受けなければならない。

53条　（中学校準用規定）

57条の2　教育課程は、幼稚園教育要領の基準により、園長が定める。

2　園長は、翌学年度における指導計画及び時間配当を定め、学年度末までに教育委員会に報告しなければならない。

沖縄県立34条　学校の教育課程は、学習指導要領及び教育委員会が定める基準により校長が編成する。

2　校長は、翌年度において実施する教育課程を、毎年１月末日までに教育委員会に届け出て調整しなければならない。

35条　校長は、学校行事等を校外において実施しようとするときは、別に定める基準により行わなければならない。

2　校長は、前項の場合において、その実施地が県外であるもの又は３日以上の宿泊を要するものについては、学校行事等実施計画書により、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

38条　学校の教科用図書は、校長が選定し、教育委員会が採択したものを使用しなければならない。

39条　校長は、教科用図書の発行されていない教科又は科目の主たる教材として使用しようとする児童・生徒用図書については、使用１月前までに、準教科書使用届出書により、教育委員会に届け出なければならない。

40条　校長は、学年又は学級の児童・生徒全員の教材として計画的、継続的に使用する教科用図書又は準教科書と併せて使用する副読本については、教材届出書により、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

市準則５条　学校の教育課程は、学習指導要領及び県教育委員会が定める基準により校長が編成する。

2　校長は、翌年度において実施する教育課程を、教育課程編成書により、毎年１月末日までに教育委員会に届け出なければならない。

６条　（県立35条と同じ）

2　校長は、前項の場合において、その実施地が当該市町村の区域外であるもの又は宿泊を要するものについては、校外における学校行事等実施計画書により、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

11条　教科用図書は、教育委員会の採択したものを使用しなければならない。

12条　校長は、学校において教科用図書以外の教材を使用するにあたっては、有益適切と認めたものを選定しなければならない。

2　前項の規定による教材の選定に当たっては、児童、生徒の保護者の経済的負担について特に考慮しなければならない。

13条　校長は、教科用図書の発行されていない教科等の主たる教材として使用しようとする児童、生徒用図書については、使用１月前までに準教科書使用承認申請書により、教育委員会の承認を得なければならない。

14条　校長は、学年又は学級若しくは特定の集団全員の教材として、計画的、継続的に使用する教科用図書又は準教科書と併せて使用する副読本については、使用20日前までに教材届出書により、教育委員会に届け出なければならない。

3．学校管理規則等－職員会議

北海道立７条４項　校長は、校務の運営上必要があるときは、職員の会議を開き、所属職員の意見を求めて、適正な学校の運営に努めなければならない。

青森県立７条２項　校長は、学校の運営上必要と認めたときは、諮問、伝達、連絡及び調整を行うため、職員の会議を開き、円滑な学校の運営につとめるものとする。

市準則20条　（県立７条２項と同じ）

福島県立42条　校長は、重要と認める事項の処理にあたっては、その所属職員をもって構成する会議に諮問するものとする。

2　校長は、職員会を招集し、これを主宰する。

市準則　該当なし

埼玉県立16条　学校には、校務の民主的且能率的な運営を図るため職員会議を置く。

2　職員会議は、校長が招集し、校務に関し校長の諮問その他重要事項について審議し、又は職員相互の伝達、連絡、調整等を行うものとする。

市準則19条　（県立16条と同じ）

2　（県立16条２と同じ）

千葉県立58条　学校には、校長の職務を助け、学校の円滑適正な運営を図るため、職員会議を置く。

2　職員会議は、校長が招集し、校務に関する校長の諮問事項その他の必要事項についての審議及び職員相互の連絡、調整等を行うものとする。

3　前項に規定するもののほか、職員会議の組織運営について必要な事項は、校長が定める。

市準則９条　（県立58条と同じ）

2　（県立58条２と同義）

3　（県立58条３と同じ）

滋賀県立28条の２　学校には、校長の職務の遂行を補助するため、職員会議を置くものとする。

2　校長は、校務運営上必要と認めるときに、職員会議を招集し、これを主宰する。

市準則　該当なし

京都府立27条　校長は、その職務を補助させるため、必要と認めるときは、職員会議を置くことができる。

2　職員会議は、校長が招集し、主宰する。

3　前２項に定めるもののほか、職員会議について必要な事項は、校長が定める。

福岡県立16条　校長は、校務運営に関し必要と認める事項を諮問するため、所属職員をもって構成する会議を置くものとする。

2　校長は、職員会議においては、前項で規定するもののほか、職員への伝達、

職員相互の連絡調整等を図るものとする。

3　校長は、職員会議を招集し、これを主宰する。

4　前３項に規定するもののほか、職員会議の組織及び運営について必要な事項は、校長が定める。

市基準　該当なし

佐賀県立20条　校長は、校務運営上必要と認めるときは、職員の意見を聞くために職員会議を開くことができる。

2　職員会議は、校長、教員、学校栄養職員及び事務職員をもって組織する。

3　職員会議は、校長が招集し、および主宰する。

市準則17条　（県立20条と同じ）

2　職員会議は、校長、教員及び事務職員をもって組織する。

3　（県立20条３と同じ）

熊本県立11条の２　学校に、校長の職務を補助するため職員会議を置く。

2　職員会議は、校長が校務運営上必要と認めるときに、これを招集し、主宰する。

市準則　該当なし

鹿児島県立25条　校長は、校務処理上必要と認める事項について諮問するため、職員会議を置くものとする。

2　職員会議は、校長、教員、学校栄養職員及び事務職員をもって組織し、校長がこれを招集する。

市準則39条　（県立25条と同じ）

2　（県立25条２と同じ）

沖縄県立28条　学校には、学校の円滑な運営を図るため、職員会議を置く。

2　職員会議は、校長が招集し、校務について審議し、及び職員相互の伝達、連絡調整を行うものとする。

市準則26条　（県立28条と同じ）

2　（県立28条２と同じ）

都道府県立及び市町村準則（基準）ともに本件該当なしの自治体

秋田、岩手、山形、宮城、栃木、茨城、群馬、東京、神奈川、山梨、長野、静岡、新潟、富山、石川、福井、愛知、岐阜、三重、奈良、和歌山、大阪、兵庫、鳥取、岡山、島根、広島、山口、香川、徳島、愛媛、高知、長崎、大分、宮崎

[参考]

東京都立　(1998年７月に新設)

12条の６　校長は、校務運営上必要と認めるときは、校長がつかさどる校務を補助させるため、職員会議を置くことができる。

2　職員会議は、次の各号に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

一　校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。

二　校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。

三　校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

3　職員会議は、校長が招集し、その運営を管理する。

4　前３項に掲げるもののほか、職員会議の組織及び運営について必要な事項は、校長が定める。

市基準　(1998年７月に新設)

12条の３　(都立12条の６と同じ　２～４項も同じ)

4．アメリカ・マサチューセッツ州のボストン学区
「生徒・校長、教師等の権利と責任」

(Boston Public Schools, "Code of Discipline Approved 1982, Revised 1994.")

(生徒の責任)

1．教育の過程に参加しているすべての人々の権利を尊重する
2．教職員と生徒の人権や文化における多様性を尊重する
3．感動的な教育環境の維持に貢献する
4．生徒の能力と関心を自らの教育学習活動に注いでいく
5．規則を守り支持する中で、高い質の自己修養に努める
6．責任はすべて権利の行使に伴うことを認識する
7．生徒自治の中で参加権を行使していく能力を修得する

(生徒の権利)

1．人種、皮膚の色、国籍、宗教、性、結婚、妊娠、親であること、性的信条、母国語、障害、年齢、経済的階層によって差別されず、授業や課外活動に完全に参加する権利
2．最高の教育を受ける権利
3．有益なカリキュラムのもとで教育を受け、かつそのカリキュラムの開発に意見を述べる権利
4．身体の安全や個人の財産の保護
5．安全で衛生的な施設のもとで教育を受ける権利
6．教師、カウンセラー、校長に相談する権利
7．生徒会で無記名投票をしたり、自ら役員に立候補し役職につくことができる権利
8．生徒に関する規則の開発に参加し、規則について知る権利
9．14歳もしくは第９学年以上の生徒記録の閲覧、記載内容の訂正請求権等
(注「14歳未満の生徒記録については親のみ閲覧でき、14歳から18歳未満の時期には親子とも閲覧でき、18歳以上では、親は本人の許可なく閲覧できない」とされている)
10．表現、集会、出版、結社の自由など合衆国憲法修正１条ならびに州権利章典16章の諸権利
11．懲戒処分その他学校関係事項について請願、苦情、異議申し立てを学校当局にする権利
12．教師や校長など行政職員から尊敬される権利
13．プライバシー権（髪型・服装の自由を含む）
14．恣意的な取り調べや、ロッカーや自動車から持ち物を検査されたり押収されない権利

(校長の責任)

すべての生徒に対して、つねにヒューマニスティックな応対を堅持することなど９項目

（教師の責任）

1．生徒一人ひとりを人として尊敬すること

2．生徒の中の人格の成長への願いを育てること

3．自己修養の能力を形成する方向へと生徒を導くこと

等

喜多明人他「子どもの参加の権利」（三省堂）所収「世界における子ども・生徒参加の動向・アメリカ」（坪井由美著）から

5．イタリア共和国大統領令　1998年6月24日
中等学校生徒規約（1998年7月29日付官報第175号）

第1条　学校共同体の生活

1．学校は学習、知識の獲得および批判意識を通じて人間形成と教育を行う場である。

2．学校は民主的価値を持ち、あらゆる面で人間成長を目的とする、対話、探求及び社会的経験がなされる共同体である。それぞれの学校において各人は、同じ尊厳さをもって、それぞれの役割を担いつつ、憲法、1989年11月20日にニューヨークで採択された子どもの権利に関する国際条約及びイタリアの法体系の原理を踏まえて、市民的人間形成、学習への権利の具体化、生徒個人の潜在能力の発達及び不利な状況に対する補償のために活動する。

3．学校共同体は、自らが含まれるより広い市民的、社会的共同体と協力しながら、教師ー生徒関係という特性にプロジェクトや教育活動の基礎をおき、若者のアイデンティティ、責任感や個々人の自立に向けた自覚や価値意識を促す教育によって若者の人格発達に貢献し、かつ知識の発展や実際生活への参加という文化的、職業的な目標の達成を追求するものである。

4．学校共同体の生活は、表現、思想、良心および信教の自由に基づくばかりでなく、学校構成員の年齢や条件に関係なく、イデオロギー的、社会的、文化的な面のそれぞれにおいて、障壁のない相互尊敬に基づく。

第2条　権　　利

1．生徒は、適切な文化的人間形成と職業的人間形成への権利を有している。その人間形成は、進路指導（orientamennto）によって生徒がアイデンティティを尊重しかつ生かすことができるとともに、思想（idee）の多様性へと開かれたものでなければならない。学校は、学習の継続性を追求するとともに、適切な情報提供と、要求の明確な表現、自由に選択したテーマの発展、及び積極的な自立を実現することができる可能性とを通じて、個人の特性を生かすところである。

2．学校共同体はその構成員間の連帯を促すものであり、また秘密保持への生徒の権利を保護するものである。

3．生徒は学校生活を律する決定や規則に関して知る権利を有している。

4．生徒は学校生活に積極的にかつ責任を持って参加する権利を有している。学校管理者および教員は、規則 regolamennto に則り、授業目標計画や授業目標の明確化、学校組織、評価基準、本・教材（の選定）に関わる権限行使に関して、生徒と建設的な対話を行う。さらに生徒は、自分で長所・短所を見定めることができ、自らの可能性を最大限に伸ばすことができるような自己評価の促進を目的とした、明確で適切な評価への権利を有している。

5．学校組織に影響を及ぼすような決定がなされる場合には、高等学校の生徒は、その要求に基づき、協議を通じて意見を表明することができる。同様の場合、中学校にお

いても同じような方法で、生徒と保護者の両者に協議の機会が与えられる。

6．生徒は学習の自由への権利を有し、学校が提供する補充カリキュラムによる活動及び任意の追加活動に関して選択の権利を自立的に行使する。カリキュラムによる教授活動や任意の追加活動は、学習のリズムと生徒の生活に必要なものとに配慮した時間と方法に基づき組織されるものとする。

7．外国人生徒は自らが属している文化的、宗教的な生活を敬う権利を有している。学校は彼らの言語と文化の歓迎と保護、さらには文化間活動を目的とした自発活動 initiative を奨励し、支援する。

8．学校は以下のことを保証する条件を徐々に作り出すよう努力するものとする。

a) 人格の完全な成長に適した環境と質の高い教育ー教授サービス

b) 生徒及びその集団が自由に行う自発活動を支援する追加的、補充的教育活動の提供 offerte formative

c) 遅れや不利の補償や、学校離脱の防止と救済のための具体的な自発活動

d) 障害のある生徒を含む全ての生徒に適合するよう学校環境を健全にし安全を図ること

e) 適切な施設・設備が自由に利用できること

f) 健康を保持し促進するサービスと心理的救済のサービス

9．学校は規則で、各クラス、課程及び学校段階で行われる生徒の集会及び会議の権利行使を保障する。

10．学校の規則は、各高校の内部での結社の権利、学校の内部で自主活動を行う生徒個人及び集団の権利行使ばかりでなく、生徒や生徒が属する集団による場所の利用を保障し、律するものとする。

第3条　義　　務

1．生徒はきちんと授業に出席し、学習課題に熱心に取り組まなければならない。

2．生徒は学校長、教員、学校全部の職員そして同じ生徒に対して、他人が自らに敬意を払よう要求すると同じように、他人に対して敬意を払うようにしなければならない。

3．生徒はその権利行使および義務履行に際して、本規則第1条で規定している原則に則った正しく、一貫性のある行動をとらなければならない。

4．生徒は、各学校の規則で示されている組織及び安全に関わる諸規定を遵守しなければならない。

5．生徒は施設、設備及び教具を正しく使用しなければならないし、学校生活においては学校財産に対する損害を及ぼさないように行動しなければならない。

6．生徒は、学校生活の質に関わる重要な要素として、学校環境を居心地の良いものにし、それを大事にする責任を分担しなければならない。

第4条　懲　　戒

1．各学校の規則は、①本規則第3条に規定する義務、学校共同体内部での関係の適切なあり方及び各学校の固有の条件に関わる懲戒相当の懲戒に該当する行為、②関連懲罰、③懲罰を加える権限を有する機関、ならびに④続けて示される基準にしたがった

関連手続き、を明確にしなければならない。

2．懲戒措置は教育的な目的を有し、責任意識の強化と学校共同体内部での適切な関係の修復をめざすものである。

3．懲戒に関する責任は個人的なものである。誰しも正当な理由を先ず表明するような機会が与えられない限り、罰せられることはない。行動に関するどんな懲戒的な違反も、成績評価に影響をあたえるものではない。

4．正しく行使され、他人の人格を傷つけない意見表明の自由は、どんな場合でも、直接的にも間接的にも罰せられることはない。

5．懲罰は必ず一時的なものであり、懲戒相当の違反に見合ったものであり、たとえ可能であるにしても損害賠償の原則に則ったものである。懲罰は生徒の個人的事情を考慮する。

懲罰を学校共同体のためになる行為と代替する可能性があることが、生徒に対して必ず示されるものとする。

6．学校共同体から追放する（退学）という懲罰と措置は、必ず協議機関が決定するものとする。

7．学校共同体からの一時的な追放（停学）は、懲戒に該当する重大かつ数度に及ぶ違反の場合にのみ、15日を超えない期間内で執行するものとする。

8．追放期間中、学校共同体への復帰を準備するために、当該生徒及びその親との可能なかぎりの連絡方法が規定されていなければならない。

9．学校共同体からの生徒の追放は、個人の安全に対する違法行為がなされたか、あるいは危険が存在する時にも課すことができるものとする。その場合、追放期間は違法行為の重さあるいは危険状態の持続期間に見合ったものとする。可能あれば（たとえ可能であっても）、第８項規定が適用される。

10．司法機関、社会サービス及び家族ないし当該生徒自身が示した客観的条件が、所属の学校共同体への復帰を認めない場合には、その生徒は、年度途中であっても anche in corso d’ anno 他校への転校が認められる。

11．試験期間中に起きた懲戒相当の過ちに対する懲罰は試験委員会 commssione di esame が課し、外国の受験者にも適用される。

第５条　異議申立

1．第４条第７項の懲罰及びそれに関する上訴については、1994年２月16日の法律委任命令第297号の第328条の第２、４項の規定が適用される。

2．第１項に基づく様々な懲戒処分 sanzioni disciplinari に関して、高等学校の生徒及び中学校の保護者は、処罰の通知を受けてから15日以内に、各校の校則に基づいて設置、管理され、高等学校の生徒及び中学校の保護者を代表するものが少なくとも一人は入る校内の妥当な保護機関に訴えることができる。

3．第２項の保護機関は、高等学校生徒のあるいは誰でも関係するものの請求によって、現行の校則の適用に関して校内で生じた争いを処理するものとする。

4．地方学校管理責任者（＊１）は、現行の校則の内容に関して高等学校生徒あるいは誰でも関係するものが行う苦情申立 reclami propsti について最終的な処理を行う。そ

の処理は、高等学校の場合、県生徒会議 consulta provinciale（＊２）から指名される２名の生徒、県学校協議会が指名する３人の教員及び１名の保護者で構成され、郊外の学校管理責任者が任命する倫理的にも市民的にも人格の高い人物が議長を努める保護機関による拘束力のある判断に先立って行われるものとする。中学校の場合には、保護機関の構成は生徒の替わって、保護者２名が加わることとする。

第６条　取り扱い

１．学校の校則及び現行規定で定められるサービス証書 carta は、高等学校の生徒及び中学校の保護者とのあらかじめの協議を経て採択されたり、改正されたりするものとする。

２．この規則及び各学校の基本文書は、写しにして入学証明を受けた生徒に対して提供されるものとする。

３．1925年５月４日の勅令第653号第１編第３章は廃止される。

（嶺井正也・仮訳）

訳註（ミラノの高等学校長への問い合わせへの返事より）

＊１　各県に置かれている教育事務所（Provveditorato agli Studi）のこと

＊２　各県の各高等学校の生徒委員会選出の２名ずつで構成されるものであるとのこと